

令和2年第4回

定例会会議録

会 期

令和2年12月10日（木）から
令和2年12月18日（金）まで

会 議 日

令和2年12月10日（木）
令和2年12月15日（火）
令和2年12月18日（金）

東串良町議会

令和2年第4回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和2年12月10日 午前10時00分
散 会 令和2年12月10日 午前10時15分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織 2番 児玉 勇治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	宮地 利行
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 浜屋 啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第65号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第66号 公立学校情報機器購入契約について
- 日程第 6 議案第67号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第68号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 8 議案第69号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第70号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 10 議案第71号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第72号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第2号）

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第65号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第66号 公立学校情報機器購入契約について
- 日程第 6 議案第67号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第68号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 8 議案第69号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第70号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 10 議案第71号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第72号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第2号）

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和2年第4回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月18日までの9日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書令和元年度事業分については、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

## 会 議 の 経 過

それから去る10月5日、田之畑稔議員が町村議会議員として35年以上在職し、地方自治の振興発展及び住民福祉の向上に尽力された功績に対し、総務大臣より感謝状を授与されたので報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第65号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第65号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

それでは、議案第65号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について御説明申し上げます。

大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の一部変更について協議したいので地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから議案第65号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の変更についてを採決します。

本件をこのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 議案第66号 公立学校情報機器購入契約について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第66号 公立学校情報機器購入契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第66号 公立学校情報機器購入契約について御説明申し上げます。

公立学校情報機器購入契約については、町内の小中学校のタブレットを購入するものでございます。物品購入事業につきましては、物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、タブレットの物品購入金額が700万円を超えるためでございます。よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園ミキ議員。

8 番 (上 園)

教育長に1点だけお伺いいたしますが、今回教育現場が急速に変化してくる中でのタブレット導入なんです、メリットの部分というのはたくさんあると思いますが、デメリットの部分というのは何かないものか、そこら辺の対応というのはどういうふうになっていくのか、ちょっと1点だけお伺いいたします。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長（天 神）

急な言い方で思いつくことしか言えないんですが、今からの子供たちはこういうデジタル化といいますか、こういう世界を生きていかなきゃいかんので、準備しなければならないというのは当然だと思います。ただ、私はいつも負の面といいますか、いつも強調して言ってるんですが、非常に気をつけないことはたくさんあると。だから使い方を間違ったら大変じゃないかなというのが一つ。もう一つは指導する先生方がまだ完全に全員が100%できるというわけじゃありませんので、県を含めて私どもだけじゃなくて、県全体がそういう研修会を多くするとか、指導者側の指導といいますか、そういうこともしなければならぬということも上がってきておりますので、本町も同じようなそういう課題は残っております。

それから子供たち自身がこういう機器を使うというのは、我々に比べて非常になれていますよね。それは構わないんだけど、これがインターネットも家庭内ですとか、学校の中だけで閉じ込められた中とするのならいいんですが、一步間違えばぼーんと外へ出てしまう。そういう中でやるとなったときにかなりやっぱりいろんな制限をしていかないといかんだろうと。そういうのは常に子供たちに教えていかないといけない。それから行く行くは家庭で使ったりしたときに、親の意識、これが一つまた大きな課題が出てくるだろうというふうに、まだ実際使っておりませんので、細かいことはまだまだあると思うんですが、いっぱい注意しながらせないかんということはみんな分かっておりますので、あまり一遍に何かがぼーんと変わるということはないんじゃないかなと。徐々に徐々にという形になっていくんだろうと思っております。よろしいでしょうか。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第66号 公立学校情報機器購入契約についてを採決します。

## 会 議 の 経 過

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

◆ 日程第 6 議案第 6 7 号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

議 長 (田之畑)

日程第 6 議案第 6 7 号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第 6 7 号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、  
御説明申し上げます。

国民健康保険税の減額に関わる所得の基準等について地方税法施行令の一部を改正  
する政令による基礎控除額相当分の基準額を 4 3 万円に引き上げる等の改正に伴い、  
関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

本件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

◆ 日程第 7 議案第 6 8 号 令和 2 年度東串良町一般会計補正予算 (第 1 0 号)

◆ 日程第 8 議案第 6 9 号 令和 2 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算 (第  
3 号)

◆ 日程第 9 議案第 7 0 号 令和 2 年度東串良町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別  
会計補正予算 (第 3 号)

◆ 日程第 1 0 議案第 7 1 号 令和 2 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号)

◆ 日程第 1 1 議案第 7 2 号 令和 2 年度東串良町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

日程第7 議案第68号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第10号）から  
日程第11 議案第72号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第2号）ま  
での5件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第68号から議案第72号までを御説明申  
し上げます。

初めに、議案第68号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第10号）について、  
御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,744万2,000円を追加し、歳入  
歳出それぞれ75億1,100万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分  
及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予  
算補正」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。よろし  
くお願いいたします。

次に、議案第69号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,611万3,000円を追加し、歳入  
歳出それぞれ11億4,015万5,000円といたしました。歳入歳出予算の補正  
の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1  
表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第70号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計  
補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万2,000円を追加し、歳入歳出そ  
れぞれ9億8,979万2,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の  
区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入  
歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第71号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万5,000円を追加し、歳入歳出  
それぞれ1億226万8,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区  
分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳  
出予算補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第72号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第2号）につ  
いて、御説明申し上げます。

収益的収入及び収益的支出については、収益的収入の予算予定額に428万5,0  
00円を追加し、9,822万3,000円に、収益的支出の予定額に1,134万

## 会 議 の 経 過

4, 000円を追加し、1億3, 116万円といたしました。

次に、特例的収入及び支出については、第3条によるところであります。よろしく  
お願いいたします。

議 長 (田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月15日午前10時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前10時15分

令和2年第4回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和2年12月15日 午前10時00分
散 会 令和2年12月15日 午後 2時19分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔（午後から欠席）

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織 2番 児玉 勇治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	宮地 利行
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸口 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 浜屋 啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 一般質問

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

おはようございます。

ただいまから過疎法について質問をいたしたいと思います。

11月11日の新聞で本町が過疎地域から除外されるような記事を見ました。大変心配していましたところ、1か月後の12月10日の記事に除外されないような記事が載っていました。ハラハラドキドキしながら最後まで読みましたところ、まだ確定はしていないということでありましたので、取りあえず通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

それから記事から今後の成り行きと申しますか、そういうものは想像できますが、確定していない中で議会が発行する情報誌にうそ偽りを書くわけにはいきませんので、質問には正確にお答えいただきたいというふうに思っております。

それでは、1番目の2021年3月末で期限を迎えるに当たり、新法を検討中であると新聞で見ました。その記事によりますと、人口減少の基準年を見直す方針が示されました。そのため現状のとおり試算をすれば、東串良町が除外の対象になるとありましたが、この記事は本当でしょうか、お答え願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。お答えします。

現在の過疎地域技術促進特別措置法は、2021年3月末で期限切れを迎えます。ですから、それ以降の新法を検討中であることは事実であります。自由民主党、過疎対策特別委員会がまとめた今後の過疎対策の素案では、人口減少率の基準年を見直すことの検討がなされており、今後さらに議論を深めていくこととしております。現行法では基

## 会 議 の 経 過

準年が昭和35年となっておりますが、素案ではこの基準年を昭和50年または昭和55年を軸として取りまとめていくという内容となっております。このことは11月11日付の南日本新聞にも記載されておりました。これら素案の情報を基に鹿児島県町村会が独自に4通りの条件等を設定の上、それぞれのケースに本町の数字を当てはめてみますと、一つのケースでは要件を満たしますが、三つのケースでは要件を満たさないという結果になりました。あくまでも現時点におきましては、条件を想定しての試算にすぎませんが、いずれにしましても現時点におきましては、本町が除外される可能性は非常に高いということが考えられます。しかしながら12月10日付の南日本新聞の記事によりますと、現在過疎地域に指定されている鹿児島県内41市町村のうち、一部過疎の鹿児島市、旧桜島町を除く40市町村を引き続き指定する方向で最終調整がなされているという内容となっております。少し安堵した感がありますが、正式に新過疎法が成立するまでは除外地域とならないよう、気を引き締めなければならないという思いでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

そのために大変心配されたというふうに思いますけれども恐らく町にはこの情報というのは、早い段階で情報は入っていたんじゃないかなというふうに思います。除外されるという情報が入ってから、町長はどういうような活動をされたのか。除外されないようにするための活動といえますか、そういうものをどういうふうにされてきたのか、答弁をお願いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

過疎地域から除外される可能性のあることが判明したのが鹿児島県町村会総務課長宛てで送付されてきました。8月3日に開催された理事会資料を受けたときでありました。文書を受け付けたのが8月17日でございます。それを受けてから町といたしましての対応について説明をいたします。

まず文書を受け取ったのが8月17日、取り急ぎ町長名で地元選出の国会議員宛てに過疎債は本町にとって貴重な財源であり、その重要な必要性について町としての思いを記した意見書を作成し、ファクスいたしました。9月20日には、地元選出の国会議員が来庁された際、私は面会の上、直接意見書をお渡しし、現行どおり過疎対象から外れることのないよう、強く要望いたしました。10月23日には県の市町村課を私と総務課長で訪問し、市町村課長が不在だったため、市町村係長へ、本町が過疎法の適用除外

## 会 議 の 経 過

とならないよう国へ働きかけていただくようお願いに出向きました。11月5日には私と総務課長で再度、縣市町村課へ出向き、市町村課長へ直接お願いをしてまいりました。最後になりますが、11月20日には東京で開催された全国過疎地域技術促進連盟主催の新過疎法制定実現総決起大会に出席するところでありましたけれども、東京都内での新型コロナウイルス感染者数が急激に拡大したため、やむなく欠席した次第でございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

町長らが素早い対応をされたということは伝わってまいりました。しかしながら、本来ならば財政力もアップし、人口の減少も今のところ食い止められているというような状況の中で判断される、国が判断するということは本当は喜ばしいことなんですよ。言わば過疎地域から除外をされる。ということは本当はうれしいはずなのに、それだけの言わば除外をされないように働きかけをしないといけないということは財政力のアップどころではなくて、現在の状況というのは低下しているような現状ですよ。少しずつではありますけれども、人口だけでそういうような判断をされるというのは私もすごく腹立たしいというのか、国が進める定住促進事業というものを本町は一生懸命どこよりも早く取り組んで一生懸命頑張った。その結果が人口減少に歯止めをかけているということであって、その一生懸命頑張った結果がこれなのですかというような、私は鹿児島県出身の国会議員に声を大にしてこのことは言いたいなというふうに個人的には思っていましたけれども、町長がそうやって一生懸命働きかけをされた。その結果が何とかなりそうだといいところまで来ているということは、うれしいと言ったらいいのか、それが結果が出ているのかなというふうに思いますけれども。じゃあ、反対に仮にこれが除外された場合、過疎債が発行できなくなる。当然住民サービスにも影響してくるというふうに思いますが、ハード面、ソフト面を併せてどのような部分に影響してくるのか、答弁をお願いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員がおっしゃいましたとおり、過疎対象から除外になりますと議員おっしゃるとおり当然に地方債の発行が認められなくなります。過疎地域の市町村が財政が脆弱であることに加えまして、技術促進を図るための事業を特に行う必要があることから特別に地方債の発行が認められております。この特別の地方債は、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う施設の整備等に要する経費が対象となっております。ハード事業の主なものとしたしましては、町道や農道の整備、観光に関する施設、港湾関係、幼稚

## 会 議 の 経 過

園や小中学校の教育、文化施設の整備の経費に充当されております。過去におきまして第1次から第5次までの定住促進住宅用貸付用地の購入費から造成に係る経費にも過疎債が充当されております。

一方地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る事業の実施につきましては、当該市町村が必要とする経費として限度額が定められているものをソフト事業分の対象とされております。また、過疎債は財政面から見ても有利な起債でありまして、毎年度元利償還金の70%に相当する額を地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

このように過疎対象市町村にとってはとても重要な有利な起債でありまして住民の皆様様の住環境等の整備に大きな役割を果たしております。仮に過疎地域から除外された場合には、過疎債の発行はできなくなり、各種事業を自主財源で行うこととなります。財政的な面で大幅な負担となっていくことは懸念されるところでございます。事業の規模を縮小せざるを得なくなり、生活環境整備のレベルが低下したことが懸念されるところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

町長の答弁を聞いておりますと、多くのことに影響してくるというふうに関心とられるわけですが、これ以上にまだほかにも影響してくることというのはたくさんあるんじゃないかというふうに思っております。職員の皆さん方の苦労とか、町長たちの苦労が報われる日が来ればいいなというふうに思うところであります。

それでは、4番目の除外をするために執行部と議会が一丸となって活動すべきだというふうに思うんですが、町長の考え方をお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほどと繰り返しになりますけれども、過疎地域から除外となりますと、今後の施設整備等を縮小せざるを得ない状況となることなど、本町にとっての影響は非常に大きなものがございます。町といたしましても、先ほど答弁いたしましたとおり、除外を阻止するための行動は行ってまいりました。併せまして、議会は議会なりの強い意志を示していただければ結果といたしまして、除外阻止に向けた町としての一丸となった強いメッセージになるのではないかと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

最後の最後まで気を抜かずに、これは活動していくべきだと、言わば、はっきりと除外されないよという日が来るまで頑張っていかなければいけないなど、これだけ過疎事業というのはやっぱり小さなまちにとっては大事な財源確保の地方債の一番大事な部分になりますので、頑張っていたきたいなど。町長はもちろんのことですが、職員の皆様方にとっても大事なことです。頑張っていたきたいというふうに思っております。

最後に同僚議員が同じ過疎についての質問をしておりますので、私の足りないところは同僚議員が補ってくるんじゃないかなというふうに思いますので、私の過疎についての質問はこれで終わりたいと思います。

それでは、教育長にお伺いいたしますが、スマホの利用実態についてですが、新型コロナウイルス禍の中でスマホ利用時間が増えていると聞きますけれども、本町の子供たちの実態についてお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

まず本町の実態から申し上げます。今年の9月に各学校でスマホ使用について調査があり、県教育委員会が集計したデータで説明をいたします。ただし、単なるスマホだけではなく、インターネットに接続できるゲーム機なども含まれたアンケートでしたので、若干イメージが違ったり、数字がちょっと違うのかなというような点もありますが、参考にはなると思います。その結果を申し上げますが、まず、インターネットに接続できる機器、例えばですが、携帯とかスマホ、あるいはゲーム機、パソコン、タブレット、携帯音楽プレーヤー等々です。そういうものを自分の専用のもので所持している。そういう所持率ですが、小学生390名中171名、43%、中学生196名中148名、75%となっております。

その中で自分専用のスマホの所持率です。お尋ねのスマホですが、小学生が20%、中学生48%となっております。小学生は、1年から3年生では3名から8名が持っている。それから4年から6年生では13名から30名が所持しているというふうになっております。中学生は、学年にはそんなに差はなく、約半数が所持していると、こういう実態です。

次に、使用率ですが、小学生が89%、中学生が97%とかなり高い割合になっています。これは保護者のパソコンや兄弟のゲーム機とか、そういうものを使うということもありますし、または保護者が機種変更等で不要になったスマホ、こういうのもWi-Fiがあればネットにアクセスできますので、それを家庭内で使用していると。

そういう意味での高い数字が出ていると思われます。そして、使用内容ですが、主なものを挙げておきますと、ゲームというのが小学生38%、中学生33%、前に言う数字が小学生、後からが中学生と考へてください。

音楽、画像、動画の閲覧というのが12%、32%となっております。それからライン、ツイッター等、7%、25%です。学習活動12%と7%、主なのはこういうところですよ。

次に、使用時間ですが、土曜日、日曜日、祭日などを除く平日の1日平均時間ですよ。平日は利用しないというのが小学生25%、中学生9%ですよ。ここも前のほうが小学生、後の数字が中学生と考へていただきたいと思ひます。30分未満というのが17%、8%、30分以上1時間未満が24%、22%、1時間以上2時間未満というのが19%、21%ですよ。2時間以上3時間未満が7%、23%、3時間以上4時間未満が4%、8%、4時間以上5時間未満が1%、4%、そして5時間以上というのが3%、そして5%というふうになっております。なお、インターネットをしない人、これは土日を含めて利用しないという意味で小学生が15%、中学生が2%と、こういうデータになっております。主なデータについては、以上ですよ。

現在、スマホ所持については、保護者の責任でとなっており、学校に持ち込むのは禁止となっております。8月に文科省からスマホ所持について緩和するようなニュースもありましたが、原則は以前と変わっておりません。県教委からの通知も同様ですよ。また、1学期にも校長会で確認しましたが、持込みは原則禁止ですよ。ただし特別な事情がある場合においては、保護者と学校で話し合ひ、学校での使用は禁止ですよ。校内では電源を切るという条件で持込みは認めることがあります。その事例が中学校で現在1件だけ、1名だけ聞いています。児童生徒がスマホ依存による寝不足で不規則な生活になったり、学力低下にならないよう、さらにネット犯罪に巻き込まれないように学校ではスマホ利用について、児童生徒や保護者向けの学習会の実施や学校だより等による広報での啓発等に努めているところですよ。

また、スマホ利用について、各家庭でルールを決めて適正な利用に努めるよう、また諸犯罪防止のため、フィルタリング設定を含めてお願いをしているところですよ。今のところ、犯罪に巻き込まれたという事例は聞いておりませんが、家庭内ルールの設定が小学校73%、中学校61%であり、フィルタリング設定が小学校72%、中学校50%ですよ。家庭内でのトラブルだと思ひんですが、アンケートの中身ではトラブルありと書いてあったのが小学校3%、中学校6%となっていたようですよ。

子供たちの将来に向けてICTの活用やデジタル化、これは推進しなければならないことですよ。ただ、その一方でネット犯罪を初めとする負の影響など大きな課題があることを認識し、便利さだけを追求する考へ方や姿勢は大きなリスクがあり、危険であることを十分子供に指導できる保護者であってほしいと願っています。特に、教育においては使い方を間違ふと学力のアップどころか自分で物を考へない、また判断できない子供を育てることにつながりかねないと個人的には考へています。そういう意味でもこれからも継続的に使用上の注意やモラル、使用上の約束などの注意指導を子供たち以上に保護者への意識づけをしていただくように、学校にもお願いをしてきたいと考へていると

ころです。以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

今、教育長から調査の結果について説明を受けたわけなんですけど、これは親と子両方の調査を取られたのでしょうか、どうなんでしょうか、子供たちだけですか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

すみません、その確認はしてません。これは子供のアンケートだと思います。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

教育長の答弁の中でルールを決めてとか、学校からのそういう注意喚起をするというようにことなんでしょうけれども、以前、3校の学校から学校だよりが届くんですよ、私なんかのところにも。それを見ていていつも気にかかることがあるんですよ。注意を学校側がされる。そうすると守らない親がいるというような、あれ、これは何か月前にも同じことが載っていたよねというような記事が出ているんですよ。我々はその学校からの便りの記事を見て学校の様子とか分かるんですけども、そこら辺のところは幾ら学校からこういうふうにしてくださいよというような呼びかけをしても守らない親がいるということはとても残念に思うことなんですけど、そこら辺のところは教育長の耳にも届いているのでしょうか、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

このスマホに限らずなんですけど、さっき学校だよりどうのこうのというのがありましたけれども、これを強く感じたことがありますけど、そういう事例でよろしいですか。今ちょっと病気をしてから朝校門に立っていないんですけども、それまでずっと立って見てて、中学校は特にここの駐車場に送ってきてというのがあって、そのルールを何回も子供を通じてとか、あるいは校長が出している学校だよりですね、それなんかにもお願いもしているんですけど、なかなか守れないなというのが実態でした。あるとき乗ってき

た子に聞いたんですね、10人ぐらい。そうしたら学校だよりを読んでいると、こういうお願いをしてあるんだけど、下のほうから、役場の下から上がってきて、駐車場でおろして、上から出る。言わばここは一方通行のお願いをしてあると。そういうことを何回かお願いしてあるんだけど、読んでますかと言ったら、ほとんど守れていない子の場合には読んでいないと、こういう返事でした。だからまず読んで、そしてお父さん、お母さんにも見せてくださいと。具体的にお願いをしたらぐっと減りました。大分最近は、さっき言いましたようにここ最近はちょっと分からないんですが、半分以下になったと。だから結局は学校からの注意が保護者に届いていない。だから子供が伝えていないということが分かったかなと。

議 長（田之畑）

教育長、ちょっと通告に沿っていないので、簡潔にやってください。

教育長（天 神）

もう終わりますので。そういう一つの大きな事例だと思うんですが、スマホであっても、こういうお願いも多分同じようなことをしているのかなと思います。

議 長（田之畑）

質問者も通告に沿った質問をしてくださいね。脱線をしないように。

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

それでは、そのスマホに帰りますけれども、言わば家庭でとか、学校でとか、そういうルールをつくってもどこまで実態が分かっているんだろうかなと、親も学校側もですよ。そういうところがちょっと不安になるんだけど、親が子供たちの日常の生活態度とか、そういうものを、仕事に行かれる親が多いとかいうような話を聞きますよね。そうすると子供に朝から晩まで付き添っているわけではないし、子供がおうちでどうしているのかということが本当にこの調査だけで分かるのかなというところも危惧することなんです、そういうルール、私はスマホは否定はしませんが、スマホというのは非常に便利な部分もありますので、否定はしないんですけども、先ほど教育長が言われましたとおり、危険な部分もある。使い方によっては、人を傷つけたりとか、いろんなところも出てくるのじゃないかなというように、メールのやり取りとか、そういうものについても、そういう部分、顔が見えないところでいろんなことが起きてくるのじゃないのかなというように、私はそういうのにあまり詳しくはないんですけども、自分も単なる利用している側で、そういうメールのやり取りもしたりもするんですけども、いろんな調べものをしたりとかですね、そういうこともするんだけど、これ本当に大丈夫なのかなと、こういう調査だけを信用していいのかなというところもありますが、これについて国とか、県とか、そういうものについて特効薬等まではいきませんが、何か指導がありますか。こういうふうにしてください、調査結果を踏ま

## 会 議 の 経 過

えてとか、そういうことは学校側には連絡はないですか、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

もう一言で言うと、先ほど述べた以外には特にはないと思います。国としてはG I G Aスクールをどんどん進めていくほうですので、その一環といいますかね。だから中には子供の登下校を考えて、今子供が実際どこにおるかなんていうのを把握したい親もおられると思うんですよ。だからそういう観点だけでいうと、確かに安全確保、あるいは便利なものかもしれません。ただ、もう一方、今議員さん言われるように負の部分もしっかりわきまえて、これは保護者の責任でやるしかないと思いますし、買ってやるかどうか、買うとか、与えるなどということは我々も言えないわけですので、やはりそこは保護者がしっかりした認識を持ってやっていただくしかないから、学校から、あるいは私どもを含めてですが、さっきも言いましたように、保護者へのお願いをし続けていくしかないのかなと。だからさっき数字として数%でしたけれども守れていないトラブルがあったというのは、多分親子同士の約束したでしょうみたいな、それが守れずにとというのがあの数字だろうと思っています。いわゆる世間で言うトラブルに巻き込まれたというのは今のところありませんので、そういう意味ではやっぱり難しいかなと思っています。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

確かに教育長が言われるようにそういうところもあるんですが、言わば学校と家庭との連携を密にさせていただいて、そういうトラブルがないような状況をつくっていただきたいなど。これから伸び伸びと子供たちが成長していけるような環境づくりをしていただきたいというふうに思いますので、どうかそういうところに気をつけて今後も頑張ってくださいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長（田之畑）

次に、5番 西園貞美議員の発言を許します。

5番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

おはようございます。

通告に従いまして、町長の簡単明瞭な答弁を期待したいと思います。

## 会 議 の 経 過

まず、町の特産品が印刷された案内標識の設置について検討されたことがあるか尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

昨年3月の第1回定例会におきましても、議員からの同様の質問をお受けしたところで行っていただきました。確かに国道から町内の各施設等へ行く際、分かりづらいところもございます。現在、町におきましては、柏原の円山公園の遊具設置や芝張り工事、ただいま建設中の円山公園管理棟も本年度中には完成するところで行っていただきます。さらには、県の魅力ある観光地づくり事業を活用し、唐仁古墳群第1号墳の周濠に隣接する町有地に周濠から公園部が一望できる観光スポット施設の建設が予定されておまして、本年度中に造成工事が、来年度中に、令和3年度中に上物の施設を県が事業主体となり、整備させることになっております。このように、観光地等の整備がなされ、さらにはイベント等を開催すれば、県内や県外からの多くの来町者が増えることが期待されるところでございます。ある程度観光スポット等の整備がなされる令和3年度中に、議員がおっしゃるような案内板の設置を一括整備できればということで検討しているところでございます。各種大会が開催される総合体育館も町外の方には分かりづらいという話をお聞きします。そのことも含めまして、看板が必要な場所をしっかりと選定し、整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議 長（田之畑）  
5番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

今の町長の答弁を聞きまして、ちょっと安心したところですがけれども。これで我がまちの特産品、キュウリ、ピーマン、あるいはルーピン、和牛、この看板を載せて、それからその下に同じ看板でもいいんですけども、案内をしていただければ、我がまちの宣伝にもなりますし、また県内で町の特産品の案内板を使って案内するところが我がまちが第1号になるかもしれません。ぜひとも、先般も町長のほうからいいアイデアですから、実行させたいという意見もございました。いいアイデアはすぐ実行していただきたいと思っております。ぜひとも早めの実現をお願いしたいと思っております。

次に、耕作放棄地、荒れ地対策ですがけれども、耕作放棄地が今大分増えている状況でございます。この対策について、尋ねたいと思っております。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり耕作放棄地についてでございますが、毎年4月から6月にかけて農業委員と農地利用最適化推進委員が農地パトロールを行いまして町内全ての農地を各委員が手分けして、農地の状態の把握に努めていただいているところでございます。既に耕作放棄地になっている農地につきましては、所有者に対しまして、利用意向調査を行いまして、所有者から問合せがあった場合、シルバー人材センター等への案内及びみどりサークルと連携を取り、耕作放棄地の解消をお願いするなど、荒廃農地の解消を図っております。解消された農地については、認定農家等への賃貸等のあっせんを行っております。それでも解消されない耕作放棄地があることは事実であります。これは常に課題であります。農業委員会には農地を強制的に管理させる方法はありません。委員会といたしましては、耕作放棄地所有者に対しまして、粘り強く放棄地の解消をお願いしているところでございます。ちなみに耕作放棄地は年々減少しております。現在、令和2年度におきましては、215筆、これは田んぼ、畑を合わせてですけれども、田んぼが3町1反ですね、それと畑が11町4反、この畑のところが多いというのが議員のお住まいの川東地区があるのかなと。国有林との隣接地がそういうふうになっているのかなと思っております。以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 西園貞美議員。

5 番（西 園）

耕作放棄地は、山の近く、あるいは民家の近くが多いように思われます。今の時期は、ちょうどセイタカアワダチソウが生えていまして、遠くからでもよく分かるような状況ですよね。これは今の時期に農地パトロールをしてもらえればすぐに分かると思いますけれども、なるだけこの荒地を少なくしていただきたい。あるいは持ち主と交渉をされまして、早く改修を図っていきたく思っております。今、荒地にイノシシとか、タヌキのすみかになっている状況ですよね。私も何度も見かけたんですけれども、非常に危ない状況でございます。またイノシシも夜行性と言われているんですけれども、昼間に出てきます。タヌキも出てきます。ですからこれを早く解消していただいて、この地区の農業委員の方、あるいは協力員の方をお願いして、町内全体はもちろん大事ですけれども、自分の地区の巡回を特に力を入れていただいて、耕作放棄地の解消に努めていただきたいと思っております。なるだけ町長も大変でしょうけれども、早めの解消をお願いしたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

次に、4番 牧原完治議員の発言を許します。

4番 牧原完治議員。

4 番 (牧 原)

それじゃあ、大隅肝属地区消防組合について、6項目質問したいと思います。  
まず1番目に消防組合の設立の経緯と構成市町についてお尋ねしたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

一部事務組合は行政の能率化、効率化を図るため、特定の事務を関係の市町村で共同処理する方式であります。大隅肝属地区消防組合は、消防関係の事務を共同処理するために設立されました。設立は昭和52年に鹿屋市、旧串良町、旧吾平町、旧高山町、旧内之浦町、旧大根占町、旧田代町、旧根占町、旧佐多町と本町の1市9町で発足いたしました。現在は合併により旧輝北町を含む鹿屋市、肝付町、錦江町、南大隅町と本町の1市4町で構成されております。以上です。

議 長 (田之畑)

4番 牧原完治議員。

4 番 (牧 原)

次に2番目なのですが、現在の消防組合の署、分署の配置についてお尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

消防本部と中央署は鹿屋市、東部署は旧串良町、南部署は旧大根占町で内之浦分署、佐多分署、輝北分署の3署、3分署でございます。以上です。

議 長 (田之畑)

4番 牧原完治議員。

4 番 (牧 原)

3番目なのですが、今後の消防組合の署、分署の方向性と、本町への配置についての考え方と取組なのですが、市町村合併があり、現在、消防組合は鹿屋市、東串良町、

## 会 議 の 経 過

肝付町、錦江町、南大隅町の1市4町で構成されております。その中で本町だけが署、分署がないわけです。これまでこのことに関し、議論された経緯はないか。我々の総務民生常任委員会では、消防組合の負担金対策を調査事件としてさきに消防組合に出向き、消防組合の会議録等を調査しました。その中で志布志石油備蓄基地が建設されたことに伴い、その防災上の必要性から平成3年から4年の頃だったと思いますが、大型放水車、それから化学消防車など特殊車両3台、つまり3点セットですが、これが配備されております。その配備に伴い、格納施設の整備、車両等の格納整備等の整備、それから積載品の購入費用として国庫補助金の残の1億5,500万円のうち本町が86%、旧高山町が14%負担しております。この施設は備蓄基地を有する本町にあるわけではございません。この件については、本町の近くにあるべきなんです、このことについて町長はどう考えられるか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

今、合併前ですね、本町、旧高山町、旧吾平町、旧根占町、旧田代町には署や分署は配置されていなかったところですが、現在は本町のみ、署も分署も配置されていない状況でございます。消防庁舎のほとんどが発足当初の昭和53年から54年にかけて建設され、40年以上が経過しており現在建替えの協議がなされているところでございます。

本町といたしましては、組合議会や主管課長会議の場で、消防組合設立当初はなかった備蓄基地が本町にあることから、署、もしくは分署の配置を要望しております。

このことについては、本町及び旧高山町が備蓄基地を有していることから構成市町の話合いで2町による特別負担となったのではないかと思います。その後、3点セットは更新されましたが、そのときは本町の特別負担はございませんでした。しかし、備蓄基地のための購入された車両が本町に配置されていないことは問題であると考え、先ほど申し上げましたけれども本町への署もしくは分署の配置を要望しております。以上です。

議 長（田之畑）  
4番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

確かに備蓄基地の近くにあるのが一番なんですよね。今、旧串良町のほうに車両があるわけなんです、もし、災害で洪水等が出た場合、出動できないということもあろうかと思っておりますので、これは当然我がまちにあるべきだと思います。ぜひこの設置も組合等で検討願いたいと思います。

## 会 議 の 経 過

次に、設立当時から現在までの構成市町の消防組合の負担金のことに関する課長の考え方と取組について尋ねますが、なぜ本町の負担金が他の市町に比べて突出して高いのか。平成5年から志布志石油備蓄の関係で本町の負担金が急激に上がっております。石油備蓄に備えるため、特殊車両の3点セットや施設改修に我がまちは多額の負担金を出しております。不公平な負担金を支払っていると思いますが、町長はどう考えておられるか、尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

消防組合の負担金については、消防組合の規約によりまして、基準財政需要額を基に算出されており、本町は備蓄基地があるために需要額が他市町よりも高くなり、負担金も高くなっております。そもそも備蓄基地のために購入したはずの3点セット、現在は2点セットでございますけれども、負担金も多く支払っているにもかかわらず、これが本町にないことは、問題だと思っております。先ほどから申し上げておりますように要望もいたしているところでございます。生命、財産は皆平等であると思しますので、負担金についても人口割にするなど見直しを行うよう申し入れており、引き続き協議し、他市町との理解を求めてまいりたいと考えております。参考までに、構成市町の負担金については総務課長に答弁させます。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

今町長のほうからありましたとおり、構成市町の負担金について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、負担金1人当たりで換算いたしまして、負担割合を説明させていただきたいと思っております。

取りあえず平成30年度から申し上げます。平成30年度、東串良町は1人当たり2万6,542円、鹿屋市1万685円、肝付町1万8,822円、錦江町1万8,730円、南大隅町1万9,733円、令和元年度でございますが、東串良町2万5,834円、鹿屋市1万285円、肝付町1万8,606円、錦江町1万8,544円、南大隅町1万9,599円で本町との差額でございますが、本町と鹿屋市の差額につきましては1万5,549円でございます。あとは申し上げますが、大体2.5倍ぐらいの開きがあるところでございます。以上です。

議 長（田之畑）  
4番 牧原完治議員。

4 番 (牧 原)

平成5年から志布志基地にオイルインが始まっております。それに伴う固定資産税も当時は10億円以上あったかと思いますが、その関係で高いかと思いますが、消防組合の規約で、規約の14条なんです、ここで負担金の割合はということで、前年度の基準財政需要額のうち、消防に相当する額を基準として定めるという、経費の支弁方法は出しております。この規約は、昭和52年2月にできているわけなんです、その後改正が10回ほど改正がなされているわけなんです、平成5年までに昭和54年の5月、昭和56年の2月、平成4年の5月ということで、多分私が思うには平成4年5月に、規約改正がなされたんじゃないかと思うわけなんです。他の消防組合を見ますと、曾於とか伊佐とか消防組合がございますが、そこで基準財政需要額に対しての負担金というのはどこも出てきません。ほとんど人口割と均等割ということで、人命の命に関わるのが財政状況で負担するのはちょっとおかしいんですよ。人口割でない。そうしますと、今総務課長が申し上げましたように、非常に鹿屋市に比べますと、人口割で2.5倍ということは、令和元年度の消防組合の負担金合計が17億8,000万円だと思います。そのうちの負担金が1億7,000万円です。これ人口割でしますと、半分は払い過ぎなんです、8,500万円はですね。これをずっと何十年も払ってきたような状況だと私は思います。特に鹿屋市と比べれば、非常に高いわけなんです、他の町も鹿屋市に比べますと1.何倍という負担金を強いられているわけです。ですから、ここは非常に不公平な負担金を強いられておりますので、今後特に消防組合については強く申し入れていただきたいと思うわけがございます。

次に、執行機関の組織及び議会の組織についてですが、1市4町で構成している組合でございますが、執行機関が鹿屋市だけで構成されているわけです。これはいかがなものかと思うわけなんです、平等的な運営のためには、せめて副管理者は鹿屋市以外で4町がございまして、その町の中で2人ぐらいいは副管理者を入れていただきたいと思うわけなんです。また議会の組織なんです、市以外の首長が議会になっております。町長は、執行機関なんです。ですから市の市長、あと町の町長4名は執行機関だと私は思うわけです。それと市町の議会議員から議会があるんじゃないかと思うわけです。そのようなことからこの執行機関も非常に鹿屋市が中心になってできているような気がするわけなんです、その辺をどう思われるか町長の答弁をお願いしたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

今、議員がおっしゃるとおりでございます、現在管理者、副管理者、会計管理者、全てが鹿屋市で構成されておりますので、鹿屋市にお任せし過ぎているように感じて

## 会 議 の 経 過

おります。鹿屋市の事務負担軽減や鹿屋市以外の構成町にも実情が分かるよいきっかけになるのではないかと思います、さきの総務民生常任委員会で意見がありましたので早速主管課長会議の開催を申し入れ、主管課長会議を開催していただき、副管理者の変更について協議していただきました。この内容を各市町が持ち帰って検討し、1月に開催される予定の主管課長会議で再度協議をすることとなっております。なお、鹿屋市以外の構成町の町長が議員に入っている件については、副管理者の問題と同時に協議がなされるものと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

最後の質問なんですが、消防組合職員で本町在住者が何人いるか、消防組合の職員数と、本町の在住者の職員をお尋ねしたいと思います。総務課長でもよろしいです。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

消防組合で本町の在住者が何人いるかということだろうと思いますが、全組合職員数は182名で本町出身者が11名と。うち本町在住者は6名の3%ぐらいでございます。ちなみに鹿屋市在住者は154名の83%となっているようでございます。以上で終わります。

議 長（田之畑）

4番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

先ほど同僚議員からも過疎対策で人口減少を食い止めるということは出たわけなんです、非常に人口問題については町長も力を入れて、なるべく人口減少を食い止めようというような対策をいたしているわけなんです、これを聞きますと本町も負担金を1億7,000万円出して、1割ぐらい出して6名が在住者というのはちょっとと思うわけなんです、せめて負担金割合ぐらい出した割合ぐらいは、本町に住んでもらいたいという要望でございます。

それと消防職員の採用なんですが、以前は町長の影響もあったと思うわけなんです、今は鹿屋市で皆消防組合一括で採用されているようですが、これも各町に割り当てて、負担金割合に大体割り当てて、うちの場合は東串良に何名採用しますよという、首長で採用の権限を持っていったらと思うわけです。そしてその方は必ず町内に在住するよというような条件づけでせめてお金をせっかく負担金を出してるんですから、

## 会 議 の 経 過

それぐらいのやっぱり職員採用の権限を各首長に持たせていただきたいと思うわけなんですが、町長はどうお考えですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

さっきもお答えしたんですけれども今言いましたけれども、管理者、副管理者、会計管理者が全て鹿屋市なものですから、人事案件が全部鹿屋市で網羅されているような感じで、うちにおととしだったかな、消防組合を受けた職員がいたんですけれども、落ちてしまいまして、何とか入れてくれんかというけれども、なかなか。それからまた面接のとき、松葉づえをついていったらしくてそのことで落とされた。これが何か私、意に沿わなくて、やっぱりここに副管理者は各首長が入らないと、各町村は何も意見が通らないというか、それにも反映されているのかなというのは、今現在の私の心境でございます。以上です。

議 長（田之畑）

4番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

町長も職員採用を頼まれる方も多いかと思いますが、せめてそういう体制を取ってください。

最後に、先ほど町長からもありましたが、総務課長が出席されたかと思いますが、課長会というのがあったと思います。11月に、消防組合の件について。何かあれば総務課長から答弁願いたいと思います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

さっきの町長から話がありましたとおり、総務民生委員会の中で消防組合に対する負担金ということで、町長あるいは本町選出の組合議員とともに参加させていただきました。その中でいろいろ話をさせていただいたんですが、そのときに副管理者の問題が出まして、副管理者は構成町から出したほうがいいんじゃないかという意見もございましたので、早速消防本部に私が出向いていきまして、そういう場を設定してくれということでお願いをし、日程調整の結果、11月26日に開催された経緯でございます。その開催された内容につきまして、町長のほうからもありましたけれども、本町といたしましては、鹿屋市に任せ切りだと。でも鹿屋市の事務負担軽減とか、また各構成町も事務内容が分かるいいきっかけになるから副管理者を変えるべきじゃな

## 会 議 の 経 過

いかということで提案してきました。あと、肝付、南大隅、錦江もそうだったんですが、ほぼ私どもと同じような意見で構成町から出せばいいんじゃないかということでございました。ただ、鹿屋市につきましては、救急のことがあって、今まで鹿屋市が担ってきたと。それから決裁とか、それから議会の関係をどうするのかという意見もありましたけれども、それぞれ主管課長ですので、それを持ち帰って各首長と検討協議し、来年の1月にまたそれを持ち寄って協議するということになっております。この副管理者のみならず、そのときも議題は別であったんですが、負担金の部分についても本町の意見、人口割ということで少しは話をさせていただいたところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

4番 牧原完治議員。

4 番（牧 原）

我々総務民生委員会でもこれを調査事件としてまだ取っておりますので、まだ調査したいと考えております。これで私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩いたします。

休 憩 午前11時05分  
— ◆ —  
再 開 午前11時15分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 児玉勇治議員の発言を許します。

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず1点目は防災訓練についてであります。

11月14日に防災訓練が実施されました。今回の訓練は、サイレンを吹鳴して参加のできる人たちだけが参加する振興会を中心とした訓練だったと思うのですが、振興会の参加数と参加世帯数が分かれば伺います。

議 長（田之畑）

総務課長。

## 会 議 の 経 過

総務課長（江 口）

訓練の参加人数というところでございますが、把握している範囲でお答えさせていただきます。小中学校の児童、職員が633名、各保育園の園児や幼児、職員が318名、関係機関が48名、自主防災組織については、8振興会の100世帯を超える方々に参加をしていただきました。全体で1,100名程度が参加したものであると思います。ただ、振興会の人数につきましては、把握しておりませんが、世帯数につきましては、109世帯ということですのでよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

私たちに訓練の話があったのは、振興会長から訓練の二、三日前でした。いつもは柏原小学校へ避難するのですが、今回は、集落の空き地に集合し、人員の確保が主な訓練の内容だったので、集合場所へ避難しました。避難場所には仕事に出かけた人以外の全ての人に参加し、約8割が女性でした。また、この日は、第2土曜日だったので、子供たちは先ほど言われたとおり学校での訓練だったと思います。振興会や世帯数はまだ未収の集計の部分があるかもしれませんが、町民へ訓練の大切さを知らせる意味では、今回の訓練は非常によかったし、また有意義だと思いました。東日本大震災が発生し、来年3月で10年が経過します。災害が発生した当時は、津波の恐ろしさやいろいろな教訓を学び、それに対応するいろいろな話合いが行われてきましたが、今はコロナ感染が主になり、地震、津波の恐ろしさが薄れているように思われます。しかし、津波は一瞬で何万人もの貴い命を奪います。海に面した本町はいつか津波に直面する機会が来るかもしれません。そのときに、住民の一人一人が自分の命は自分で守る意識を持って、サイレンが鳴ったら、より早く、より遠くへ、そしてより高くへの言葉を念頭に入れて行動を取ってもらえたらと思っております。このことを考えると今回の振興会ごとの自主防災組織を活用した避難訓練は非常に良かったと思います。自分たちの研修でも振興会の結束がかたいところほど、被害が少なかったと聞きました。本町では毎年訓練が行われると聞きますが、今回のようにサイレンを吹鳴して、振興会を中心とした訓練を年2回以上参加できる人たちだけでもいいので、実施できないかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員が今おっしゃるとおり、常日頃から備えが大事でありまして、避難訓練の実施の有無で大きな差が生じると考えられます。このため、自主防災組織の設立を各振興

## 会 議 の 経 過

会に促し、今回の訓練への参加を各自の判断で行っていただきたいところでありますが、この訓練は、小中学校の防災教育に合わせまして、毎年11月の第2土曜日に実施しております。複数回の実施についてはJアラートによる全国一斉情報伝達試験が毎年5回程度実施されるので、これを活用していただけるように前向きに検討し、今後も引き続き、積極的な津波避難訓練への参加を呼びかけ、住民の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

仕事で留守の多い平日、子供たちの学校の日、以前柏原校区で行った夜間、日曜日など、消防署主体の大規模な訓練ではなくですね、どうしてかということ、東部消防署は大体12人勤務なんです。それで日勤が3人、それで日勤が5時で帰ると泊まりは大体9人の人で勤務してます。その人たちが、実際災害が発生した場合に、3つの町というか、串良は鹿屋市なんですけれども、肝付町、東串良町、串良を見るわけですので、この9人の人数ではとても東串良の災害を対応するのは、自分は無理じゃないかと思っているわけです。だからそういうのを考えると、今回のようにサイレンが鳴ったら避難するんだと、町民の意識を変えることが重要だと思います。今回のような訓練をベースとして、コロナ禍で人が密集する訓練は困難だとは思いますが、本町において今後またどのような訓練の計画があるか分かればお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

町では防災訓練といたしまして、毎年実施している津波避難訓練のほか、4年に一度肝付町と連携し、総合防災訓練を実施しております。また消火訓練といたしまして、毎年9月と3月に大隅肝属地区消防組合東部消防署と連携し、火災防護訓練や備蓄基地防災訓練等の関係機関が主催となる防災訓練等に積極的に参加しているところでございます。住民参加型の避難訓練につきましては、今後も積極的に防災訓練等を実施し、有事の際、迅速に対応できるよう、関係機関と連携し、努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

さきに述べたとおり、町長は積極的に、前向きにと言われましたので、年2回ぐら

## 会 議 の 経 過

いは、夜間、曜日に関係なくサイレンを吹鳴するような振興会を中心とした訓練を実施することを願ひまして、次の2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税は、寄附者が使い道を指定できると思うのですが、本町へ希望される使い道はどのようなものがあり、どのように使用されているかを伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

寄附者から本町へ希望をされる使い道はどんなものがありますかということで、どんなことに使用されているかというお尋ねでございますが、使い道につきましては、条例の中に示しております、1が町の歴史的文化の伝承に関する事業、2が町の自然と環境の保全に関する事業、3番目に町民の健康と福祉に関する事業、4番目に子供たちの未来に関する事業、5番目が町の活性化に関する事業、6番目に住民自治やコミュニティ活動に関する事業、7がその他目的達成のために町長が必要と認める事業と大きく7つの使い道になっております。幅広く様々な分野に御寄附を有効に活用させていただくことになっておりますので、御寄附を頂く際に、使い道についての希望も選択していただくこととなっております。平成28年度から令和元年度までの集計を多かった順に申し上げますと、1位が子供たちの未来に関する事業、これは34%です。2が町の歴史や文化の継承に関する事業21%です。3番目が自治体にお任せというのが18%、4番目に町の自然と環境の保全に関する事業、これは11%です。5番目に町の活性化に関する事業8%、6位が町民の健康と福祉に関する事業7%、7位が住民自治やコミュニティ活動に関する事業、これは1%という結果になっております。これまでに数多くの活用事業を行ってまいりましたが、幾つか御紹介をし、答弁とさせていただきます。

まず1つ目です。円山公園の環境整備のための芝張り工事の実施。2番目にフォトコンテストの開催。3番目に総合センター図書室の書籍購入、4番目にアグリマネージャー養成塾、5番目に肉用牛淘汰更新事業、6番目に乳幼児子ども医療費助成。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長から7つの項目を伺ったんですが、町長の施政方針に、「子どもに夢を、若者にロマンを、お年寄りに愛を」というのがあります。ふるさと納税の寄附金は、町長の方針を達成する意味でも大切な基金だと思います。ただいま7項目言われ

## 会 議 の 経 過

て子供の未来に関する事業が1番、2番目が歴史や文化の継承とか言われたんですが、町長が一番このふるさと納税を使いたいと、これの事業をやりたいというのがあればお聞かせ願いたい。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

ありがとうございます。お答えします。

1番に取り組みたい施策につきましては、私自身のスローガンの一つである子供たちに夢をとということで、まちの宝である子供たちのために役立つ施策に取り組みたいと思っております。寄附者の皆様方からの使い道としての希望が一番多かったのも、子供たちの未来に関する事業でございました。またふるさと納税の返礼品でもある町の特産品のPRやその産業を守りまして、維持、発展させていく施策にも活用していきたいところがございます。さらには、白砂青松の自然環境の維持や重要文化財の保全事業にも重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

議 長（田之畑）  
2番 児玉勇治議員。

2 番（児 玉）

本町のふるさと納税は平成27年に約4,100万円、平成28年に2億6,900万円、平成29年、約3億6,900万円、平成30年が約7億1,600万円、令和元年が約4億3,300万円と右肩上がりに順調に伸びてきたんですが、国の方針で令和元年が残念ながら減少してしまいました。しかしながら、職員の努力によって、7億円に達したというのはすばらしいことじゃなかったかと自分は思っております。私たち議員も、今年に関西東串良町会の中止やコロナ禍により、なかなかふるさと納税へのPRの機会がありませんが、少しでも平成30年の金額に近づけるように努力して協力したいと思っていますところではございます。今年もふるさと納税額が4億円を超していると私の考え違いかもしれませんが、聞いていますが、本町の取組があれば、それを聞かせてもらいたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ふるさと納税の制度に関しましては、法律の一部改正等によりまして、以前より厳しい状況下ではございますが、その決められたルールの範囲内で寄附額を増やすため

## 会 議 の 経 過

には、一つ目に返礼品を充実させ、返礼品を通して本町の魅力を伝えられるか。二つ目にふるさと納税の使い道を開示していくことで、より寄附者の共感を得られるかにかかっています。したがってふるさと納税の各サイト上、本町の返礼品の魅力やすばらしさを伝えるページの絞り込み、つくり込みですね、全国の多くの皆様の目に触れる機会を増やしつつ、工夫、仕掛け、確かな品物を町の取組などを伝える機会を増やすことで信頼をきちんと得て東串良町のファンを増やしていくことを行うほかありません。今年度、担当部署におきまして、担当を中心にふるさと納税のスタッフや事業者、委託業者と連携を図り取り組んだ結果、平成30年度の7億円台に到達する可能性が出てきております。既に現在約5億円の寄附額となっておりますので、例年年末にかけては、さらに寄附が伸びる傾向にありますので、来年3月までには過去最高額であった平成30年度と同じく7億円台の寄附額が見込めるのではないかと期待しているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治議員。

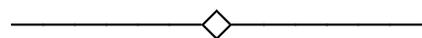
2 番（児 玉）

ただいま町長の話があったとおり、現在5億円を超えて、7億円も夢ではないということを知り、職員の方の努力だと思いますので。家庭でもそうだと思うんですが、貯蓄がなければできないことや、計画が立てられませんし、実行ができないことが多々あります。町長の言われる三つのスローガンを実現するためにも、ふるさと納税の寄附金を最重要事項として捉えてほしいと思います。寄附金が7億円から4億円に減ったとき、返礼品だけを考える人もいれば、本当に東串良を愛し、東串良のために役立ててほしいと寄附をされた方々もたくさんいると思います。その方々の気持ちを大切に、またその希望に応えるよう寄附金の充実した使用を希望しまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

これで午前の予定が終わりましたが、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時36分



再 開 午後 0時58分

副議長（西 園）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長が午後から所用のため、欠席となりましたので、副議長の西園が議事を進行します。

一般質問を続けます。

3番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

では、通告に従って質問させていただきます。

早速ですけれども、3か月前、9月の議会でも取り上げたことです。情報発信の取組について。9月、ここに書いてあります。一般質問でSNS、インターネットに前向きに対処するという答弁でしたけれども、3か月間何をどんなことをされたか。一応スピーディーさが必要と思いますが、お願いします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

9月議会での議員からの質疑の中でフェイスブックに取り組みたいとの発言をいたしましたけれども、フェイスブックを含め、他のツールのSNS発信等を改めて検討いたしました。議員がおっしゃるとおり、確かに一部の近隣首長はフェイスブックを活用し、地域の特色やイベント等を広報しているのを拝見いたしましたけれども、しかしこのようなSNSでの発信は一方で個人情報の流出やアカウントの乗っ取りに伴うなりすまし発信、そして私的意見に伴う特定人の過失と様々な意見があります。過去に他の自治体の職員が私的な不適切発言に伴う処分等の事例もございます。このような状況を踏まえまして、私個人でのSNSでの情報発信は行わず、現行どおりの町のホームページや広報紙、地域おこし協力隊のフェイスブック、唐仁古墳群のインスタグラムにて情報発信を継続していきたいと思っております。特に地域おこし協力隊のフェイスブックは本町の事業内容のみでなく、町の各種イベントに積極的に参加していただいて、情報発信してほしいと話している次第でございます。以上です。

副議長（西 園）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

すみません、そんな答弁だとこの話が続かなくなってしまう。ちょっと自分も質問のしようがないですがよ。ということは、結局フェイスブック、ツイッター、その辺はやらないということによろしいんですね。

副議長（西 園）

町長。

町 長 (宮 原)

そっちのほうに取組をいたしませんということです。以上です。

副議長 (西 園)

3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番 (瀬戸山)

じゃあ、1番はこれはこれで取りやめます。質問のしようがありません。

それから2番目の人材育成の取組について。これもちょっと議事録に照らしたところ、ちょっとこの質問、私のミスりでちょっと質問が合わないということで、ちょっとこれは取り下げさせていただきたいと思います。よろしいですか、議長。

3番目にいきます。

ちょっと議事録と合わなかった。質問の内容が合いません。これはまた次回に譲りたいと思います。よろしいですか。

副議長 (西 園)

はい。

3 番 (瀬戸山)

3番目、議会、議員からの活動報告、政策提言をどのように処理しているか。これも2回目です。これも確認の意味で。どうされているのかなということを聞きたいんですけども、ここに書いていることをもう1回再度読ませていただきたいと思います。

公費、皆さんの税金を頂いて、私たち議員は、様々な研修、勉強会に参加している。このことに基づいた報告書、政策提言を執行部がどのように取り扱うのか、行政の在り方の最も肝要なところであるが、町長にその認識を尋ねるとのことです。

この前も私たちがつくった議会だよりかれこれ読んでくださいましたかということを知りましたよね、9月にも。そのときの答えもあるわけですけども。町長も議員の経験があるわけで、自分たちが出した政策提言、一般質問の政策提言、そういうことを含めて、今、町長の立場としてどんなふうに取り扱っているかということを知るとなったのがうちの唐仁の集落の人にこんなことを言われました。議会がいろいろ政策提言して、意見具申して、それを執行部がどう受け止めて、どんなふう処理しているかという、その過程を見たいといつもおっしゃるんですね、その方が。だから自分もいつも思っていますけれども、ここで一般質問のところでも政策提言したり、あるいは議会だより、あるいは報告書を出していますけれども、そういう出した報告書を提案書なりがどんなふう処理されているか、自分たちはまだちょっと知るよしもないわけで、そういう大事な話も出て、執行部に書類として、間違いなく町長の下にも届いていると思うんですけども、そういう政策提言、意見書、具申書があったときに、課長会とかその他どういところで話を、その話題をされているか。具体的な話があれば教えてください。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員皆様方は公費だけでなく、私費を投じながら研修や勉強会等に参加され、議員としての資質向上に努めてられていることと思いますけれども、本町のために尽力されていることに感謝申し上げます。

議員お尋ねの報告書や政策提言を執行部がどのように取り扱うかについては、当然ながら良いものと思えるものは取り入れていくべきであろうと思います。もし、議員が出された報告書等について、本町で取り入れていないものがあるとするならば、予算や人的問題など各種要因により実現できていないものが多いと思います。残念ながら本町にはそぐわない事例や時期尚早と判断されるものもあると思います。また我々執行部に意図が正確に伝わっていない場合もあると思います。私自身も議員の皆様に限らず、このような政策をしてほしいというような声があれば聞く耳は持っているつもりでございますので、ぜひアポイントを取って、話し合いの場を設けていただき、政策提言等ございましたら、御意見を伺いたいと思います。

しかしながら全てができるとは限りませんのでそこは御理解くださればありがたいと思っております。以上です。

副議長（西 園）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

我々議会のほうは年間大体およそ7,000万円ほどのお金を頂いて運営されていると自分は思っております。この7,000万円の費用対効果ということ考えたときに、やはり自分自身も今自問自答しているんですけれども議員の役割とは何か。議員として何ができるのか。議会として何ができるのかということ再三この頃になってよく考えているところですが、自分たちの政策提言、あるいは意見が執行部に反映されないとほとんど意味がないんじゃないかなと自分自身はそんなふうに思ったりすることはあります。だから執行部としては議会、あるいは議員のいろんな意見具申があったとしても、そのときのあれに合わなければ跳ねのけてもいいと思いますけれども、ただそういう感じを今まで正直1回見受けたことはありません、自分自身としては。だからどのような扱いをされているのかということをお前回の一般質問で聞いたときに、私も大事な話だと思って議会だよりに見聞録とコラムというのがありますけれども、そこを讀んでいただけましたかと言ったときに、讀んでませんと一言でしたけれどもその反省にも立っていただいて、これから本当に自分たち議会、議員がいかんにして真剣に取り組んで、政策提言なり意見具申をしたことを取り上げてもらえるのかということがこれからの町

## 会 議 の 経 過

長に対しての自分たちの大きな意向でありますので、その辺はしっかり個人としてでもありますけれども、わきまえていただきたいと思います。いかがですか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

先ほどもお答えしましたけれども、そういう重要なことがあれば、アポイントを取っていただきまして、私のところにお越しいただければ、課長も呼びますので、ぜひ取組をやっていただければありがたいなと思っております。以上です。

副議長（西 園）

3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

分かりました。

じゃあ、4番目に行きます。パブリックコメントについて、町長がどのような認識、考えを持っているか尋ねる。

なぜこの問題を提起したかというのは、農業委員の選出のときに農林水産省のホームページの中に農業委員の推薦の在り方かれこれについてホームページが出てましたけれども、その中にパブリックコメントの重要性が書かれているということを言いましたけれども、今、インターネットで、町長室にパソコンがあるはずですけども、このパブリックコメントについて自分なりにネットで調べてみられましたか、どうでしょうか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

パブリックコメントとは町民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、案の段階で公表し、町民の皆さんから御意見を頂き、それらを考慮して意思決定するとともに、提出された御意見等でそれに対する町の考え方を公表する制度と理解しております。おおむねそのようなことではないでしょうか。

副議長（西 園）

3 番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

そのパブリックコメントについて、今答弁されましたけれども、それは自分でちゃんと調べて答えられたことですか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

そのとおりです。自分で調べましたが。

副議長（西 園）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

だからその関連に今言っているわけですけども、農業委員会の委員の推薦かれこれについてそのパブリックコメントを多分、じゃあ、調べられたんでしょうから、パブリックコメントをなぜしようとししないのか、教えていただけますか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

パブリックコメントを開こうも開かないも、我がまちでやっている、農業は別といたしまして、唐仁古墳群計画書など、パブリックコメントの募集も行っていますけれども、それ以外に私はやるあれはありませんけれども。以上です。

副議長（西 園）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

ちょっと質問と答えがいろいろと違いますけれども、要するにパブリックコメントを今答えられましたけれども、今度の農業委員にも、私はそのときも申し上げたつもりですけれども、なぜパブリックコメントはないんですかと。これは3か月前でしたよね。そのパブリックコメントについて、じゃあ、パブリックコメントを、また今出ていますけれども、農業委員の選出についてパブリックコメントで町民の皆さんとやり取りをしようという考えはなかったということですか。どうぞ。・・・聞き取り難し・・・

副議長（西 園）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

前のときにパブリックコメントをしなければいけませんよね、農林水産省の努力規定

## 会 議 の 経 過

にありますよね、確認しましたよね。だからあれだけ、だからさっき言ったように、自分がというわけじゃないんですけれどもパブリックコメントをすべきじゃないですかとあのとき言ったんだけど、それに全然そのことに関して、町長は事後策そのことを考えなかったということですか。だから今度も農業委員会のまたあれが来ていますけれども、その3か月の間にパブリックコメントをしようとは思わなかったんですかということですか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

それは取り組んでおりません。パブリックコメントをやっておりません。

副議長（西 園）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

ないない尽くしでは駄目だと思うんですけれども、②これから東串良の事業、政策に住民の皆さんとのパブリックコメントを導入する気があるか尋ねる。これは最後の質問ですけれども、今の質問のとおりでいいということですか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

農業委員会は別といたしまして、さっきも言いましたけれども、東串良町空き家対策計画に対するパブリックコメントの募集とか、そういうほかの面については、公募をしております。パブリックコメントです。私自身は取り組んでいませんけれども。それでよろしいですか。

副議長（西 園）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

今、私個人と言われましたけれども、やはり東串良を代表する首長として聞いているところですが、だからこれからパブリックコメントは、いろんな世間を見ましても分かると思いますけれども、いろんなところは大きな事業、それから庁舎を造るとか何とかなったときに、大きな事業のときは必ずパブリックコメントをやっているところは、自分たちはおとし滋賀の多賀町、それからあそこにも和歌山の有田川町に自分た

## 会 議 の 経 過

ちは議会として行って勉強させてもらったところがやっぱり庁舎建設かれこれにパブリックコメントをやって、そういう仕事をされていまして。だからそういうパブリックコメントを先進地はどんどんやっている中で、町長に対してここで質問、このとおりですけども、パブリックコメントをするかしないか、やる気があるのか、ないのかというのを聞いているところです。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるのは分からんでもないんですけども、我がまちには優秀な職員がいっぱいいます。その課、その課のその担当、その担当です。みんなそれぞれやらせておりますので御心配なくいただきたいと思っております。以上です。

副議長（西 園）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

その答弁はパブリックコメントをやるかやらないかには関係ないと思うんですよ。首長自体がどう考えているかということを知りたいんです。それだけです。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

我がまちの行政はちゃんと回っておりますので、ずっと仕事は行っておりますので、私はやらんでも職員はやってくれておりますので、御心配なくいただきたいと思っております。それで私はやりません。

副議長（西 園）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

なかなか質問に合った答弁じゃないからもうどうしようもないですね。これで終わります。

副議長（西 園）

次に、1番 小川香織議員の発言を許します。

1番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

通告に従いまして、4つの一般質問をいたします。

まず初めに、農業委員の欠員について、町長に尋ねたいと思います。現在、本町では農業委員8名の定数に対して、定数が満たっていない状況にあります。農業委員が定数に至っていない場合、本町及び住民への影響や弊害はどのようなものが生じるのか、そのことを踏まえて、今後どのように検討されているのか、尋ねます。

副議長 (西 園)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

欠員をどうするかとのことでありますが、私が言うまでもありませんけれども、本町は米を基幹作物として施設園芸、畜産、露地野菜等が営まれております。こうした中、若い担い手等も育てるところでございますが、農業者の高齢化も進んでいるところがございます。また、先ほどの西園議員からも一般質問であったとおり、耕作放棄地の解消もなかなか進まない状況等もございます。そうした中で農業委員の果たすべき役割の必要性を痛感しているところがございます。農業については、農業委員会からも要望が出され、私自身も今後の本町農業の振興を考えたときに、定数増の必要性を感じ、さきの議会にて定数増をお願いし、議会の皆様の議決をいただいたところがございます。しかしながら、質問にあるとおり、1名の農業委員の同意が得られず、本日に至っております。今後の東串良町の農業を考えたときに、大型機械化に伴う圃場整備の推進、農業者の高齢化や人材不足による後継者育成、耕作放棄地の対策など早急に対策を講じるべき課題が山積しております。田畑で稼げる農業で活力ある地域の実現が求められていると感じているところであります。このバランスを取るために、町内一円考えたときは、川東地区にどうしてももう一人足りないというのがありまして、そして特に持留川土地改良区の圃場整備においては、町内でただ一つ取り残された水田地帯となりました。若い担い手等の経営促進や耕作放棄地の解消のためにも早急に大区画圃場整備の推進を強く感じております。こうした中から現在欠員となっている農業委員に農業に対しての長年の知識を経験、行動力、そして人脈が豊富である久保田義春さんが適任者であると思ひ、今回も提案した次第でございます。このことについては、早急に農業委員を任命することへの要望書が町民の方々から出され、この方々もまた久保田義春さんの同意を強く要望しております。以上でございます。

副議長 (西 園)

1 番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

## 会 議 の 経 過

今答弁いただきました早急に対応したいという答弁につきまして、また町民のほうから要望書が出されたという内容につきまして、お伺いします。

農業委員会改革が平成28年4月1日から改正法が施行されております。農業委員及び推進委員の選任という項目があり、この中に今回の改正では、公選制を廃止し、農業委員については市町村長の任命により選任することとされました。法第8条第1項及び第17条第1項です。その際、市町村長または農業委員会は農業委員の任命、または推進委員の委託を行うに当たっては、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、農業委員または推進委員になろうとするものの募集をし、結果を公表、尊重することとされました。これは法第9条及び第19条にあります。ここに、農業委員の選任方法も書かれており、市町村長は推薦、募集を実施し、推薦、募集の情報を整理し、公表、そして推薦、募集の結果を尊重して、選任議案を作成し、議会に同意を求めるとあります。また、推薦、募集期間及び推薦、応募状況の広報につきましては推薦、募集の期間はおおむね1か月としなければなりません。規則第7条第2項及び第13条第2項推薦、応募の状況については、推薦、応募の書面の記載事項のうち、住所を除きインターネット等により推薦、募集の期間の中間時点において一度公表し、当該期間の終了後は、延滞なく公表することとしています。これは規則第6条及び第12条に書かれています。また、推薦、募集の期間、書類の提出方法、その他の推薦、募集に関し、必要な事項は市町村長または農業委員が定め、インターネットにより公表することとしております。ここにパブリックコメントを行うこと、また推薦を受けた者、及び募集に応募した者の数が定数に満たなかった場合には、推薦、募集の期間を延長すること、また農業者、農業者が組織する団体、その他、関係者に対して積極的に働きかけることと記載されております。この規定には、先ほど町長もおっしゃったように、成年、女性の積極的な登用というのも記載されています。また、こちらが該当するのかは私もまだ勉強不足であり、不適切かもしれませんが、農業委員について任命、委託後の留意事項の欄に農業委員が1名欠員するごとに農業委員を補充する必要はありませんが、農業委員の欠員が生じたことにより農業委員会の諸事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに農業委員を任命することが適当であり、その場合には通常の選任方法と同様に…。

副議長（西 園）

小川議員、もうちょっと簡単明瞭に質問をお願いします。

1 番（小 川）

分かりました。市町村長が推薦、募集を行う必要があると書いてあります。つまり今回の場合、通常の選任方法と同様に市町村長が推薦、募集を行う事項には該当されないのか、お伺いいたします。

副議長（西 園）

町長。

## 会 議 の 経 過

町 長 (宮 原)

一応推薦申し上げましたので、該当すると私は思いますが。以上です。

副議長 (西 園)

1 番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

先ほど説明させていただきました選任の方法について、情報を公表、または募集期間の公表という形に通常の選任方法はなっておりますが、このことについては今回の推薦というものは該当されないのでしょうか、お尋ねいたします。

副議長 (西 園)

町長。

町 長 (宮 原)

ちょうど、この議会を始めてすぐでしたけれども、私のところに要望書を持って住民の方々がいらっしゃったものですから、すぐさま1人欠員ということは分かっていたので、そのまま推薦しましょうということで私のほうで上げたというのは事実でございます。

副議長 (西 園)

1 番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

その推薦については、通常の選任方法でよろしかったのでしょうか。

副議長 (西 園)

町長。

町 長 (宮 原)

首長の権限で私が推薦しました。

副議長 (西 園)

1 番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

答弁いただき、その言葉を受け止めます。町としては農業委員の欠員による本町及び住民への影響や弊害が生じる状態を長く保つことは適正ではないと思います。そのため、

今後定数に満たるような適正な発議を要望し、この質問を終わります。

次に、地域おこし協力隊について質問いたします。

本町では、現在地域協力隊の方が1名いらっしゃいますが任用期間が残すところ少なくなっております。任用期間の更新含め、今後町の方針として地域協力隊の活動をどのように考えているのか、方針を尋ねます。また、これまでの実績を含めて答弁いただきたいと思います。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

まずは、これまでの実績から説明をいたします。現在まで2名の地域協力隊を採用いたしまして、1名の方が平成29年4月から令和2年3月までの3年間、観光PR、広報を業務として従事していただきました。もう1名につきましては、平成30年5月から令和3年3月までの約3年間、農業商工業就業体験業務に従事していただくことになっております。町といたしましては、今後もこれらの業務内容で地域おこし協力隊を常時2名体制で維持していきたいという方針でありますけれども、現時点におきましては観光PR、広報業務に従事していただきたい地域おこし協力隊が募集は行っているものの欠員の状態でございます。以上でございます。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

本町のホームページ上に2018年2月に地域おこし協力隊の募集があり、2019年11月にも地域おこし協力隊の募集が公開されているのを拝見いたしました。また、鹿児島県ホームページのほうにも2020年9月に本町の地域おこし協力隊につて募集が公表されているのを確認いたしました。またSMOUT（スマウト）移住スカウトサービスにも2020年6月18日から終了日2021年12月31日まで募集が公開されているのを確認いたしました。まちにおきましても、募集に力を注がれていらっしゃると思っておりますが、募集に対する反応というのが今のところないというのを今確認させていただきました。地域おこし協力隊なんです、やはり地方創生対策事業の重要な政策として位置づけられていると思います。本町におきまして、このように十分に募集に力を注がれていらっしゃると思っておりますが、いまだ募集に反応がないということなのですけれども、今後どのような形で募集をされていくのか。また、現在いらっしゃる地域おこし協力隊の方に関しまして、更新、それともまた任期満了ということで欠員になられるのか、お答えいただきたいと思います。

副議長（西 園）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

町のホームページ上でも募集も引き続き行っておりますし、それから無料サイトにはなりますけれども、全国の方々が見られるところでも募集を行っております。ただ、採用がまだ観光のほうにつきましては、されていないわけですがいろいろな問合せ等はございます。それで必要書類を出してくださいというようなやり取りもあるんですけども、結果としてその申請がなされないというような実情もございます。また、年が明けまして、1月早々には有料サイトのほうでも募集を行いまして、そうすればまたさらに全国のいろんな方々の目に触れる機会が多くなると思いますので、観光の関係の地域おこし協力隊、そして年が明けまして、3月にもう一人の地域おこし協力隊も3年という期間が過ぎますので、引き続きそのような募集体制を年明けに早急に行いまして、対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今答弁いただいたように募集に対して反応はあるということ伺い、この反応が今回の採用までつなげられたらいいなと考えております。地域おこし協力隊なんですが、こちらは、特別交付税の対象となると私は認識しております。つまり本町における歳出がほとんどかからないと思うのですが、このことから本町における応援、協力してくださる応援隊の募集には今後も一層力を注いでいただき、一人ではなく、二人、三人と募集を行っていただきたいなと考えております。また、本町の移住促進、観光、その他ということで、現在地域応援隊の募集をされていると思いますが、本町におきましては、様々な課題があると思います。その課題を専門分野に特化したアイデアと協力を得て、取り組む必要があるのではないかと考えるのですが、このような形での募集のほうは現在考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

副議長（西 園）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

募集の内容につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございます。観光、それから町の情報発信、そして農業、商工業を含めまして、就業のサポートをするということの内容で引き続き行っていきたいというふうに思いますけれども、2番目に申し上げました就業関係につきましては、当然こちらへの移住というような意味合いも含まれて

## 会 議 の 経 過

おりますので、そういった業務も併せて行っていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今、答弁いただいたように募集要項の中に本町における定住という項目がありますが、今まで協力隊でこちらのほうに協力してくださった方の中に本町に定住された方はいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

副議長（西 園）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今までに2名の協力隊の採用をいたしまして、そして1名の方は今年の3月で期限を迎えられまして、県外のほうに行かれました。こちらといたしましても、せっかくの縁でございますから、また機会があったら第二のふるさとと思っていつでも帰ってきてくださいということで、また修行を積んだらまた東串良のほうにも足を運んでみたいという言葉も受けております。また、二人目の地域おこし協力隊の方におかれましても、本町のほうに定住していきたいというような希望も出されておりますので、いろいろな形でまた発信ができればなということで考えております。以上でございます。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今答弁いただいたように、今いらっしゃる協力隊の方が本町に定住をしようと検討されているということを聞きうれしく思います。協力隊については、特別交付税の対象ではありますが、やはり血税で運営されていることから、本町における事業成果をきちんと明確にし、また本町においても募集要項の中にきちんと本町の目的、目標数など明確にしながらか募集をしていただきたいと思います。

次に、町民のニーズに応じた交通網の整備についてお尋ねいたします。

前回の一般質問でも少し質問いたしました。本町における令和元年度中の高齢ドライバーの事故件数と事故実態は令和元年度で16件、平成30年は13件で助手席に同乗した場合の件数も含まれているということをお答えいただきました。また、交通手段がない方はタクシーを御利用いただきたいと思っておりますし、柏原地区の方につきましては

## 会 議 の 経 過

は、条件を満たす方であれば、バス廃止路線代替タクシー運行事業を御活躍いただければと思います。買物支援につきましては、にこにこ館の御利用、また鹿児島県きもつき農協経済連Aコープが連携される御近所まで出向いて買物をお手伝いしてくださる事業も展開されておりますことを答弁していただきました。また集落支援により買物代行支援も行っておりますと答弁いただきました。そして今後、柏原地区以外のタクシー利用者につきましては、利用料金の負担軽減の措置も講じてまいりたいところでございますと答弁いただきましたが、その後の企画課長の答弁では、柏原地区以外での乗り合いタクシー制度となりますと、割り勘、柏原と同じ額というのは現時点では考えていないところと答弁されております。このような中で町民のニーズに応じた交通の整備について、町におきましては、どのように考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

今、私が答えようとしたことを小川議員が言ってしまいましたので、にこにこ館にしる、柏原地区にしる、それとこの通院ですか、病院に行かれる方々も病院のほうは交通事業者と契約を結びまして、かかりつけ医の患者さんで車など交通手段がない方々を対象に自宅と病院間の送迎を行うサービスを展開されておられます。経費につきましては、各病院が全額を負担し、利用者の負担は全くないということでございます。今申し上げたとおり、交通網整備の前にまずは民間の取組等も含めまして、今ある制度を最大限活用していただきまして、移動手段をお持ちでない方々のニーズはある程度対応できるのではないかと考えております。以上でございます。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

町におきましてもいろいろな支援策を考えていらっしゃると思います。高齢化社会に伴う交通弱者が今後ますます増えると考える中で、やはり町民のニーズに応じた交通網の整理は、大変重要であると思います。これまでも議員の方々から様々な提案や代替案が出されてきたと思いますが、なかなか反映は難しいところであると思います。今回、ここに国勢調査の資料のあるのですが、本町における平成17年度の高齢者夫婦世帯割合というのが35.2%、高齢者単身世帯割合が36.2%とあまり開きはない状態でしたが、平成22年、平成27年と年を重ねるごとに開きが大きくなり、高齢者夫婦世帯割合は平成27年31.5%、高齢者単身世帯割合は39.8%と今後ますますこのような開きが生じていくのだと思っております。その際、ニーズに応じた交通網の整備が求められるのではないかと危惧しております。今現在あるサービス支援は、本当に考えられてつくられたと思いますが、やはり今後、免許返納、高齢化、単身世帯という形で

## 会 議 の 経 過

時代のほうが流れていきますと、やはりさらなるニーズに応える政策を考えなくてはいけないのだと思います。免許返納につきましても、肝付警察の交通課のほうに確認いたしましたが、本町における11月30日時点の免許保有者は男性が2,251名、女性が2,168名、65歳以上の男性は793名、女性は716名でした。返納率に申しますと、令和元年度は11月30日時点36名、令和2年11月30日時点では、35名の返納があったということですが、これも免許の更新や家族によって連れられて返納されたということで本町における免許保有者の人数から考えますと、やはり高い数字ではないのかなと考えております。つまり免許がないと町民のニーズに応じた生活ができないのではないかなと危惧しているところです。このような中でやはり早急に交通網の整備は難しいと思うのですが、本町として何か新しい取組、考え、検討、政策というものはないかお尋ねいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

交通網のことを今おっしゃいましたけれども我がまちは県内一番小さなまちです。27.76ですけども。タクシーを呼んでもワンメーターとかそれぐらいの距離でありまして、買物に行くにもほとんどそんなに料金がかからないまちでもありますので、タクシーを、乗り合いタクシーならいいんですけども、普通民間の方々からいっても乗り降りのときの足の悪い方とか、そういったとき事故のことを一番に考えてまして、もしできたらタクシーを利用していただけたらありがたいなと思っております。以上でございます。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今答弁いただいたように、タクシーの乗り合いなどの利用が運転もしないので一番安全だということは前回の質問でもいただいて理解しております。

ただ、今回の高齢者の免許返納率の数値から考えまして、やはり乗り合いタクシーではニーズが賄い切れなところが多いのかなと考えておりますが、町として返納率が上がらない理由、また町民がどのようなニーズを持っているかということに関して調査、検討されたことはありますでしょうか。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

まだそういう調査までは至っておりません。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

やはり調査をするというのはとても大変なことだとは思いますが、このサービスを使うのが町民であるのであれば、町民の意見やニーズをきちんと調査、また意見を集約する必要があるのではないかなと考えております。その点については、町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

その調査については一応検討させてください。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。ニーズは様々でなかなか集約するのは難しいと思いますが、どうか皆さんのニーズに合ったサービスの展開をしていただきたいと思います。

次に、円山公園内の管理棟の建設等の計画について、進行状況と計画についてお尋ねいたします。

副議長（西 園）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

管理棟については、2月中旬をめどに完成予定でございます。工事も順調に進んでおりまして、外壁工事等もおおむね完了いたしまして、現在は、内装工事等について作業が行われております。以上でございます。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

## 会 議 の 経 過

ありがとうございます。この施設の目的と運営の仕方について、どのように考えているかお尋ねいたします。

副議長（西 園）  
町長。

町 長（宮 原）

今後の計画につきましては、観光、農林、漁業の振興を図るとともに、町民に自然環境の中で憩いと安らぎ、そして学習と交流の場を設けることを目的とし、町民の健康や福祉の増進、観光、農林、漁業、そして振興や伝統文化の保存や育成のための研修、会合等に施設を活用していただきたいと考えております。また、柏原海岸の一角のアウトドア、体験活動に関する情報及びサービス提供を行うとともに、ふれあいの森キャンプ場や円山公園の維持管理、利用者の把握や観光資源、特産品等の町外や県外への情報発信基地として、さらには環境省が進めるワーケーションの拠点施設として活用していただき、利用者への移住、定住に向けた取組を実施していきたいと考えております。以上でございます。

副議長（西 園）  
1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

こちらの管理棟の運営の仕方については、どのようにお考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

副議長（西 園）  
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

運営ということでございますけれども、あくまでも管理棟という意味合いが強い施設でございます。当然そこに職員も配置ということになろうかと思っております。それからいろいろと振興事業等で導入しました機械とかそういった倉庫等も整備されております。それと公園の整備、先ほど町長が答弁いたしました町の情報発信、それから町民の皆様方がいろいろ集まっていたいて、担当職員、そういった方々との語らいの場、そういった施設として有効に活用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

副議長（西 園）  
1 番 小川香織議員。

## 会 議 の 経 過

### 1 番 (小 川)

今の答弁を頂いた中で、この運営は町がされるということでもよろしかったでしょうか。

### 副議長 (西 園)

企画課長。

### 企画課長 (中 島)

そのとおりでございます。

### 副議長 (西 園)

1 番 小川香織議員。

### 1 番 (小 川)

管理棟の運営について、今御確認させていただきました。キャンプ場の管理というものもこちらの管理棟が監視されるのでしょうか。

### 副議長 (西 園)

企画課長。

### 企画課長 (中 島)

管理ということでございますけれども、円山公園のですね。いろいろとキャンプ場のほうも整備がされてきてまして、いろいろな方が使用してござっております。今年から、初めから現在までの利用者というのは約1,000名の方が利用されてござりまして、今後、来年度ですけれども、まだ案の状態ではございますが、バンガローの建設とかそういったものももろもろ行っていきます。そうなりますと、当然使用料に関する条例、そういったものも必要になってこようかと思っております。そうなりますと、やはり職員が対応していくということになりますので、それらの管理等について事務をする職員をその施設に配置するというところでございます。以上でございます。

### 副議長 (西 園)

1 番 小川香織議員。

### 1 番 (小 川)

今バンガローの建設とバンガロー建設に伴う使用料の話がされたと思いますが、それまではキャンプ場の利用料金というのは特に考えていらっしゃるということでしょうか。

### 副議長 (西 園)

企画課長。

企画課長（中 島）

今現時点におきましては、条例の整備をされておりますので、無料で使っていただいております。ただし、人数等の把握をするためにどこから来られたか、お名前とか、連絡先とかそういった情報は提供していただいております。以上でございます。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今頂いた答弁の中で、バンガローが建設されるまでは料金の検討はされていないと、そういったことになりますと、この管理棟が設置されて、また職員が配置された際に、この財源は一般財源のほうから全て歳出されるのでしょうか。

副議長（西 園）

企画課長。

企画課長（中 島）

財源のことにつきましては、この場では私のほうで答弁は控えさせていただきますが、例えばいろいろと一般職員になるのか、そこは人事サイドの話でございますので、また特別交付税措置のある職員を配置するののかによって、また違ってくるといふふうに思います。財源とかそういうものにつきましては、私のほうでは答弁を控えさせていただきますと思います。

副議長（西 園）

総務課長。

総務課長（江 口）

補足して答えますが、今企画課長から話が出ましたとおり、職員の形態にもよりますが、職員が受けた例えば再任用、会計年度、一般職、大方この三つの職種があらうかと思いますが、その方々の1名を配属という形で考えているところでございます。財源につきましては、有利な補助金、あるいは有利な対応ができる財源があったら、それを有効活用させていただいて、一般財源を少しでも減らすような努力はいたしますが、やむを得ない場合につきましては、一般財源で対応せざるを得ないということを理解しております。以上です。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

## 会 議 の 経 過

### 1 番 (小 川)

今頂いた仕方がどうしても難しい場合は、一般財源のほうから出されるとおっしゃっていましたが、どの程度の財源が出されると、そういった予測のほうもさされていらっしゃるのでしょうか。

### 副議長 (西 園)

総務課長。

### 総務課長 (江 口)

そうですね、先ほど言いましたとおり、職員形態によって全然違ってきますので、今この場では答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

### 副議長 (西 園)

1 番 小川香織議員。

### 1 番 (小 川)

財源について何度も質問させていただきましたが、やはり本町における財源がなかなか厳しいというお話を聞いた中で、今回管理棟の設置をされる中で、運営資金が一般財源から捻出せざるを得なくなるような計画というのは、やはり早急にもう一度考えていただけたらなと思います。それはこれから高齢化社会、少子高齢化、また福祉、医療、様々な課題が出て行く中でどうしても財源というのが必要になってくると思うからです。そのため、できたら早急に何か案を検討していただく、そういったお考えはありますでしょうか。

### 副議長 (西 園)

総務課長。

### 総務課長 (江 口)

今おっしゃるとおり確かに費用対効果、いわゆる財源確保というのも重要なスタンスであろうかと思いますが、住民サービスというようなことも念頭に置きながら、そうしつつ財源確保ができるものがあれば、財源確保をしつつ、住民サービス、あるいは来町者等々のもてなしができればなというふうに考えております。以上です。

### 副議長 (西 園)

1 番 小川香織議員。

### 1 番 (小 川)

住民ファーストというお言葉が出たので質問したいと思うんですけども、今回この

## 会 議 の 経 過

管理棟の計画について先ほど同僚議員の方がパブリックコメントのほうをお話しされていたと思いますが、もし住民ファーストであれば、今回パブリックコメント、または意見を聞く機会というのを設ける必要があったのではないかと思います。今回の計画、進行、建設におきまして、そのような場面やそのような機会はつくられたのでしょうか、お尋ねいたします。

副議長（西 園）

総務課長。

総務課長（江 口）

すみません、ちょっと訂正させていただきたいと思いますが、住民ファーストじゃなくて、住民サービスを重視してやっていきたいというふうにお答えいたしましたので、訂正方よろしくお願ひいたします。

今の質問で、一応そういうことでお願ひします。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

住民サービスを住民ファーストと聞き間違い、今質問させていただきましたが、しかしながらやはり住民サービスということでありましたら、住民の意見を聞く機会そういったものを設ける必要があるのではないかと思います。そちらのほうはどうお考えでしょうか。

副議長（西 園）

総務課長。

総務課長（江 口）

先ほど瀬戸山議員のほうで町長のほうからもありましたとおり、必要があればやっていきたいと思いますが、今現時点では町長がおっしゃったとおり、する予定はいたしておりません。以上です。

副議長（西 園）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

今現在考えられていないということで答弁を承ります。ただ、やはりサービス、また住民のサービスということでしたら、今後機会を設けて住民の意見を大いに反映した事業展開をしていただきたいと思います。執行部、町長、教育長におきましては、コロナ

## 会 議 の 経 過

禍で大変な時期だと思われませんが、どうぞ町のよりよい未来のために御尽力いただきますよう併せてお願い申し上げ、今回の質問を終わりたいと思います。

副議長（西 園）

総務課長。

総務課長（江 口）

先ほどの小川議員の農業委員の選任の件の一般質問について、町長の考え方を再度御報告いたしますが、議員のほうで選考において問題があるのではないかという話がありましたけれども、選考については町長の推薦ということで何ら問題ないというふうに確認いたしておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

副議長（西 園）

次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

本日の質問の最後になりましたが、農業問題と過疎法の問題を取り上げております。農業問題では、大きな問題となりました甘しょの基腐病をまず最初に取り上げております。この被害状況がどのようなものなのかというので役場のほうでは、ちゃんとした対策会議も農家を集めて開いているようですが、出荷先別、あるいは種類別の被害状況、面積や農家数、それから被害の割合ですね、新聞報道では約5割に被害が出たということになっておりますが、被害の金額も含めて担当課長でも結構ですが、その辺の詳しい被害状況について答弁をまず求めます。

副議長（西 園）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

出荷先別の被害状況等につきましては、各業者の個人情報につきまして、さつまいも・でん粉対策協議会の制限もあり、情報等は取扱い注意となっておりますので、詳細につきましては控えさせていただきたいと思っております。農林水産課において把握している範囲で御説明させていただきますが、サツマイモの栽培面積は属人で町外もつくっている方もいらっしゃるということですが、約200ヘクタール、農家数は約50戸と把握しております。本町の本年作の甘しょ生産に対するサツマイモの被害状況は4月以降定期的に生育状況調査を行っておりますが、補助ごとには異なりますけれども、属地で7割以上の畑でサツマイモ基腐病を初めとした病害の発生を確認しております。個別の聞き取りでは平年に比べ反収が減少しており、中には半分以下となっている生産者もおられ

ますが、でん粉会社に確認いたしましたところ、全体の被害割合はおおむね3割から4割じゃないかと見込んでいるところでございます。また焼酎会社については、今年の4月に大隅半島6業者に確認したところ、仲買人を通しているところもございまして本町の生産者は確認できていない状況でございます。なお、本町の被害金額については、あくまで概算ではございますが、約80戸の生産者のうち、被害発生者が27戸であり、県の機関紙であります平成元年度大隅地域農業によりますと、平成30年産のサツマイモの本町のでん粉用、焼酎用、製菓用、加工用の合計の算出額が1億6,500万円ありますので、そこから被害戸数、被害割合で算出をいたしますと、約1,700万円程度の被害額ではなかろうかと見込んでいるところでございます。以上でございます。

副議長（西 園）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

大体の被害状況が示されました。そこでですね、本町の農林水産課が支援施策について11月27日に説明会を開いておられます。これについて、その資料を頂きましたが、端的にこの支援策ですね、被害のあった甘しょ農家に対する支援策の条件のところをずっと最後のほうに出てますよね。これを見るとちょっと気になるのは収入保険の加入促進を行う市町村農協等の管内に所在し、収入保険に関する説明を受けた旨の確認書を提出する農業者ということがあるんですが、この収入保険というのは共済組合みたいなものだろうと思うんですが、保険料は甘しょの場合で、もちろん製菓用とでん粉用とかいろいろありますから、それによって違うのかもしれませんが、保険料というのはどれくらいのものでしょうか。担当で結構ですけど。

副議長（西 園）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

誠に申し訳ございません。ただいま共済組合さんの内容ということで、保険料につきましては、その関係の資料をお持ちしておりませんので、また後もって確認をいたしまして報告はさせていただきたいと思いますが、ちょっとただいまの収入保険のことで申し上げますと、この条件といたしましては、その収入保険に入っていることか、またはその収入保険の説明を受けたものであればいいということで、当日説明会におきまして、共済さんのほうにお越しいただきまして、説明をさせていただいて、対象方々は条件をクリアされておりますので、一応説明会を受けたという確認書をもって一応この条件はクリアされるというところでございます。以上でございます。

副議長（西 園）

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

それでは、説明会もなされたわけですが、本町の被害農家の中で支援策が適用されて、国の支援策だと思えるんですが、これが何らかの形で受けられる農家というのは、大体被害農家の中のどのくらいが一定のですね、金額として私はちょっと少ないように思うんですよね、担当の金額とか書いてあるんだけど。ですけれども、一定の補助が受けられる支援策が適用されるという農家は被害を受けた農家の何割ぐらいに当たるものか、その点はいかがですか。

副議長 (西 園)

農林水産課長。

農林水産課長 (瀬戸山)

お答えいたします。

支援の内容でございますが、大きく3本の柱で支援をさせていただく内容となっております。一つ目に地域全体への支援ということで、一部でも被害があった生産者への支援と。二つ目に3割以上の被害が発生した補助への支援、三つ目に継続栽培への支援ということで内容につきましては、令和2年産において、被害が3割以上の補助については10アール当たり2万円と。一部でも被害が発生した補助につきましては、10アール当たり1万円の支援となっているところでございます。こちらにつきましては、さっきの質問で被害発生者が27戸とございましたが、本町で80戸生産者がいる中で27戸の方がこの支援を受けるということで計画書をつくられて、各出荷団体、そちらが事業主体となりますが、そちらのほうに一応提出が終わっているというところでございます。なお、この3本の柱につきましては、対象者を全てにおいて支援を受けることも可能となっているところでございます。以上でございます

副議長 (西 園)

9番 宮地利雄議員。

9 番 (宮 地)

それでは、これは政策的な問題ですから、町長でよろしいかと思うんですが、本町としての国のこうした支援策に対する何らかの上乗せ策というのは、今回の基腐病で検討されなかったものか。その点はいかがでしょうか。

副議長 (西 園)

町長。

町 長 (宮 原)

今議員おっしゃるとおり、サツマイモの基腐病は昨年から連続して発生しております

て、被害も甚大で、生産者の皆様におかれましては、非常に深刻な状況だと認識しております。町単独支援の実施につきましては、対象者の方の被害状況を検証いたしまして、また、近隣市町の支援状況も参考にしながら予算についても総務課とも協議した上で検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

副議長（西 園）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

それでは、今後検討するということですが、お年寄りでもこのサツマイモというのは喜んで植えてきたわけですね。ですから高齢者にとっても非常につくりやすいというか、病気がなければ余計にいいわけですがけれどもそういう作物ですので、ぜひ町としての何らかの上乗せ策についても大いに検討していただきたいと思います。

続きまして、種苗法の改正について質問をいたします。

衆議院調査局の農林水産調査室によりますと、一部報道では8種類の農作物について米、ジャガイモ、サツマイモなど、米で10品目、ジャガイモで2品目、サツマイモで2品目、ネギで1品目というふうに、リンゴ、ブドウ、イチゴ、温州ミカンなど多くの品目が許諾制と、許可をもらわないと、その種や苗が農家に手に入らないという、誠に異常な事態をつくり出す法律が今月の初めでしたかね、衆議院を通過いたしました。自家増殖を農家がすることに許諾が必要と。許諾料を農家が金を払わんと種も苗ももらえない、そういう作物が今後どんどん増えてくるという可能性があるわけですが、本町農業の今のところ、政府が示した、農水省などが示している品種について、本町農業への影響、つまり本町の農家もこの許諾制に基づく一定の許諾、許しを受けるというか、この許諾を得なければならぬというような状況、本町農業への影響について、担当課で結構ですが、その辺の考え方があれば答弁願います。

副議長（西 園）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

本町農業への影響についてでございますが、主な作物を申し上げますと、まず稲につきましては本町で生産されている食用水稲品種のうち、イクヒカリ、なつほのかは登録品種でございますが、農業者の方は自家増殖ではなく、苗また種子を購入し、栽培していることや、またそれぞれの育成者権者は、イクヒカリが福井県であり、なるほのかは鹿児島県ということで公的機関による開発品種であるため、販売金額の大幅な変動はないと予想されることから、影響はないものと考えているところでございます。また、サツマイモについては、紅はるか、大地の夢、二つが登録品種となり、自家増殖を行う場合は許諾が必要になりますが、二つの登録品種とも国立研究開発法人農業・食品産業技

術総合研究機構が育成者権者であることから大きな影響はないものと考えております。なお、イチゴにつきましては、現在も生産者が許可を得て自家増殖を行いまして、生産に用いているため、大きな影響や変化はないものと考えているところでございます。以上でございます。

副議長（西 園）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

国会の農林水産委員会における議論の報告が届いておりますが、原則として自家増殖は禁止という方向が出されております。これはどこで出しているかという、農家が採取して翌年の栽培に利用する自家増殖は、これまで認められてきたと。しかし、種苗法の今回の改定案では、農家登録品種を自家増殖するときに、育成権者の許諾が必要となる。先ほど言いましたようにですね。対価として許諾料を負担する必要が生じますと。これまで日本列島は北から南まで気候も違うし、高低差もあって、その地方地方に合った農作物の品種がつくられてまいりました。試験場などでですね。ところがそれらを買わせると。農水省の知的財産戦略本部の会合で自家増殖を認めていることで、これまで認めてきたことで民間の参入が阻害されていると。民間が入りがならんじゃねかと述べており、今回の法改定の目的は農家に種苗を買わせることにあるというふうに国会の中でも指摘されております。そして世界の多国籍農業科学企業の上位4者が種苗市場の6割超を現在占有していると。だから今回の改定は、農家の負担を増やし、多国籍企業の侵入を許して食の安全を脅かすことになるというふうに共産党などは反対をしているわけです。また、私もよく知りませんでした。今回の種苗法改正で誰が利益を得るかということで。やはりアグリビジネスによる種子の支配が広がってしまうと。ゲノム編集による種苗販売とセットで、除草剤、農薬はこれを使いなさいと、これを使わな効き目はないよと。肥料もですね、これを使わないと効き目ないよということで、こういうアグリビジネスによる支配がますます広がっていくという状況がありまして、特に自家増殖が農家によって禁止される状況がどんどん増えていけば、これは大変な大問題と、日本の農業にとっては大問題になる可能性が出てくるということを指摘いたしておきます。ぜひ、今後本町としても大いにこの問題については取り組んでいただきたいと要請いたしておきます。

それから過疎債について最後に1点だけですね、同僚議員の質問もありまして、答弁も詳しくされましたので、私の質問は多くを省きますが、1点だけですね、これは総務課長ですか、この新たな今、年明けの通常国会に新たな新過疎法を提出するというので先ほどの町長答弁でもその集会に行くつもりだったがコロナで行けなかったという答弁がありました。これまでの私もこの計算をしたことが1回もないんですけども、この過疎債から除外される。あるいは過疎債の適用を受けるという基準、多分人口や面積、財政力等が入っているんでしょうが、それらは町当局としてはそういう基準について十分承知をしておるんでしょうか。

副議長（西 園）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

この過疎法につきましては、今まで過去、延長それからまた新たな法律が定めたりしてまいりました。先ほど町長も答弁いたしました、基準年というのが法律では35年ということで今まで定められておりました。このことを今の案としましては、50年に見直すということがこれであるようでございます。それで50年から平成27年度の40年間の人口減少率ということに変えたいというような状況でございまして、今までは現行法では、ここが35年だったわけでございます。法律がいろいろ制定するたびに追加要件ということも示されておまして、平成29年の法改正時にもまた追加要件が示されております。ここでは、45年間、昭和45年から平成27年の人口減少率の32%以上、またはということで、またほかにも要件があるんですけども、このような要件が示されておまして、ここはその都度確認をしまして、本町は対象になっているということでございます。以上でございます。

副議長（西 園）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

この場では結構ですけれども、やはりこういう具体的な基準やその指数について常任委員会でもきちんとつかんでいきたいと思っておりますので、一つ御協力を資料の提供などよろしく願いしておきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

副議長（西 園）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~  
副議長（西 園）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月18日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午後2時19分

令和2年第4回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和2年12月18日 午前10時00分
閉 会 令和2年12月18日 午前10時30分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織 2番 児玉 勇治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	宮地 利行
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 浜屋 啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 選挙管理委員の選挙
- 日程第 4 選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第 5 議案第67号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第68号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 7 議案第69号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第70号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第71号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第72号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 選挙管理委員の選挙
- 日程第 4 選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第 5 議案第67号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第68号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 7 議案第69号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第70号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第71号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第72号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにし  
たいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議  
員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定  
しました。

~~~~~

◆ 日程第2 同意第11号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第2 同意第11号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とし
ます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

同意第11号 農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

東串良町川東1202番地2在住の久保田義春さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので任命するものであります。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により東串良町農業委員会委員を任命するに当たり、議会の同意を求めらるるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 前田 隆君。

7 番（前 田）

さっき町長は、全協の中で住民から要望書が出されたとして朗読されましたよね。あれをもう1回、この議会の中で朗読してもらえませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

早急に農業委員を任命することへの要望書。

本町農業の推進のため、農業委員は定数が8名に改正されましたが、令和2年7月20日の新体制では議会から同意が得られないことにより、農業委員は7名の任命にとどまり、いまだにあと1名の補充がされないまま欠員の状況が続いております。このことは、本町の農業振興の足かせとなり、特に持留川土地改良区の圃場整備においては、町内でただ一つ取り残された水田地帯となっております。本町農業を取り巻く課題は、農業の大型機械に伴う圃場整備の推進、担い手の高齢化や人材不足による後継者育成、耕作放棄地の解消等々山積しておりますが、田畑で稼げる農業で活力ある地域の実現が求められております。

こうしたことから現在欠員になっている農業委員について早急に任命していただくよう強く要望いたします。また現状の農業委員の構成には川東地区に特に精通し、長年の知識と経験、そして人脈が豊富である久保田義春氏が必要不可欠であると思っております。何とぞ久保田さんの御登用をお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

1 番 小川香織議員。

1 番 (小 川)

今回の任命に当たり、先ほど提出された要望書を読んでいただきましたが、今回の募集につきまして、ホームページ、または広報紙における情報の公開がなされましたでしょうか。お尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

この要望書が出されたのは12月3日です。その関係上、広報紙とかそういうものに載せる期間はございませんでした。

以上です。

議 長 (田之畑)

ほかにありませんか。

3 番 瀬戸山讓一議員。

3 番 (瀬戸山)

さっきの説明のときもちょっとお聞きしたんですけれども、やはり12月3日ということで、今朝出されても、自分たちは何なんだろうという中身が全く分からないで、さっき申しあげましたけれども、12月3日であれば、早めに、だからこの前も一般質問で言いましたけれども、パブリックコメントという言葉を使いますけれども、いつ、誰が、どのようにというのが全く分からないんですよ。例えば我々議会に関しては、そこは私も要領を得ていませんけれども、請願なり、要望なり、陳情書なりが来た場合は、さっき個人情報と言われましたけれどもそういうことに関しては、皆さん署名して、印鑑を押して、それも全部出てくるじゃないですか。それをなぜ公表できないんですか。何かそういう規程があるんですか、お聞きします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

さっき全協でお答えしましたけれども、氏名については控えさせていただきたいという、何も規程はございませんけれども、そういう守秘義務的なものもございませう。それと議員がおっしゃるパブリックコメント、もちろんパブリックはしますけれども、コメントとしては、議員さんたちがそれぞれ意見を持ってきていただくのがコメントじゃないでしょうかと思います。

会 議 の 経 過

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

その要望書の扱いは何なんですか。請願書ですか、陳情書ですか、何ですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

要望書です。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一議員。

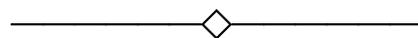
3 番（瀬戸山）

要望書の扱いって何か規程があるんですか。

議 長（田之畑）

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 午前10時08分



再 開 午前10時16分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開いていただいて、委員の皆さん方に相談し、町長と相談しました。結果、本会議において読み上げられた文書ですから、当然提出者の名前は公開すべきであると、公表すべきであるということで町長もその点について御理解いただきましたので、町長から名前を発表していただくと、こういうことにさせていただきます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、名前を読み上げさせていただきます。

会 議 の 経 過

東串良町川東4942の濱久保豊さん、東串良町川東4948の5、松留和代さん、東串良町川東4941番地1、高吉伸也さん、東串良町川東4405の3、上園久光さん、以上4名でございます。

議 長（田之畑）

それでは、質疑を続けますが、ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

反対の方はいらっしゃいませんか。なければ、何か討論しますか。

7番 前田 隆君。

7 番（前 田）

私は、この久保田さんに対しては賛成の立場で討論いたします。久保田義春さんは、さっきの要望書の中では圃場整備だけというような感じがしましたがけれども、圃場整備だけにはかかわらず、農業に関しては経験や知識が大変豊富な方であります。それとこの前も今現職の2名の農業委員の方と話をしてみました。そうしたらまだ2期目だと。全然まだ分からない点がいっぱいあると。だからぜひ久保田義春さんを当選させてもらって、我々もまだ勉強することがいっぱいあると。だからぜひこの久保田義春さんを農業委員としては大変必要な方だから議員の方々もそれをわきまえてちゃんと可決してもらえるように働きかけてくださいという意見もありましたので、そういう点でこの久保田義春さんという人は農業委員としては大変重要な方だと思いますので、賛成討論といたします。

議 長（田之畑）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第11号 農業委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立少数です。

したがって、本件は同意しないことに決定されました。

◆ 日程第3 選挙管理委員の選挙

議 長 (田之畑)

日程第3 選挙管理委員の選挙を行います。

選挙の方法は議長の指名推選といたします。

選挙管理委員に、堂免京子さん、児玉昇三さん、宮地彰さん、中野京子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました堂免京子さん、児玉昇三さん、宮地彰さん、中野京子さん、以上の方が選挙管理員に当選されました。

◆ 日程第4 選挙管理委員補充員の選挙

議 長 (田之畑)

日程第4 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

選挙の方法は、議長の指名推選といたします。

選挙管理委員補充員に、第1位古屋敷哲夫さん、第2位中園二雄さん、第3位柚木原美恵子さん、第4位玉利英明さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1位古屋敷哲夫さん、第2位中園二雄さん、第3位柚木原美恵子さん、第4位玉利英明さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第67号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第67号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第67号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第68号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第10号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第68号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第68号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第7 議案第69号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第7 議案第69号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっております

会 議 の 経 過

すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第69号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第8 議案第70号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第70号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第70号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第9 議案第71号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第71号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから議案第71号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第10 議案第72号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第10 議案第72号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第72号 令和2年度東串良町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

会 議 の 経 過

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長（田之畑）

日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項、及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会            午前10時30分